

地方からの提案(全体)

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (209件)

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
全国市長会	B 地方 に対する規制 緩和	その他	国勢調査委託金・不足分に係る追加交付 要望期限の柔軟な設 定	国勢調査の執行経費に係る委託金(統計調査事務地方公共団体委託費)の不足分について、年度末の清算時に追加交付要望できるよう運用を改められたい。	・指定統計調査地方公共団体委託 費取扱要綱 ・「平成27年国勢調査における委託 費の追加措置について」 (平成27年5月27日付総務省統計局 統計調査部国勢統計課指導係長名 事務連絡) ・「平成27年国勢調査における委託 費の追加措置について(照会)」 (平成27年10月26日付総務省統計 局統計調査部国勢統計課指導係長 名事務連絡)	総務省	柏市、八王子 市、三浦市、新 発田市、長野 県、伊豆の国 市、半田市、刈 谷市、津市、茨 木市、羽曳野 市、鳥取県、鳥 取市、徳島県、 徳島市、愛媛 県、北九州市、 大牟田市、五 島市、雲仙市、 大分市、宮崎 県、延岡市
倉敷市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	支給認定証の任意交 付	子ども・子育て支援新制度における支給認定証の交付を、保護者が希望する場合に限る任意交付制度に改める。	子ども・子育て支援法第20条 子ども・子育て支援法施行規則第2 条, 第5条, 第6条	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	石狩市、秋田 県、鶴岡市、茂 原市、青梅市、 三条市、各務 原市、瑞穂市、 浜松市、津島 市、尾張旭市、 八尾市、伊丹 市、岡山県、山 陽小野田市、 宇和島市、八 幡浜市、東温 市、北九州市、 八女市、大分 市
倉敷市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	保育標準時間と保育 短時間の統合	支給認定区分について、保育標準時間と保育短時間を統合する。	子ども・子育て支援法第20条第3項	内閣府、厚生労働省	石狩市、秋田 県、郡山市、日 高市、青梅市、 小田原市、茅ヶ 崎市、長岡市、 瑞穂市、浜松 市、津島市、尾 張旭市、城陽 市、八尾市、伊 丹市、岡山県、 防府市、山陽小 野田市、宇和島 市、八幡浜市、 福岡市、北九州 市、田川市、八 女市、大分市、 小林市

重点候補10

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
高知市 重点候補10	B 地方 に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援法による支給認定手続の簡素化	子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第20条第3項に規定する保育必要量の区分(保育標準時間, 保育短時間)を廃止し, 保育の利用は, 保育標準時間のうち保育を必要とする範囲での利用とする。併せて, 法第20条第4項に規定する支給認定証を廃止する。	子ども・子育て支援法第19条～第26条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	秋田県、西郷村、茂原市、多摩市、茅ヶ崎市、長岡市、各務原市、磐田市、津島市、尾張旭市、城陽市、八尾市、伊丹市、宇部市、防府市、山陽小野田市、宇和島市、八幡浜市、北九州市、八女市、筑紫野市、大分市
三豊市	B 地方 に対する規制緩和	農業・農地	「強い農業づくり交付金」の市町村経由事務の廃止	国は、国庫補助事業「強い農業づくり交付金」事業において、都道府県・市町村を経由し、事業実施主体に間接的に交付金を交付しているが、事業実施主体が農業協同組合等の場合において、市町村を経由せずに補助金を交付するよう、事務の見直しを求める。	強い農業づくり交付金実施要綱第4の1の(1)	農林水産省	横浜市、海老名市、宗像市、大刀洗町
青梅市	A 権限 移譲	土地利用(農地除く)	都道府県が定める区域区分に関する都市計画の一部を市町村に権限移譲	都市計画法第15条第1項第2号の都道府県が定める区域区分に関する都市計画のうち、省令第13条第1項第1号の軽易な変更について、市町村に権限移譲されたい。	都市計画法第15条第1項第2号 都市計画法施行規則第13条第1項第1号	国土交通省	倉敷市
大分市 重点候補17	A 権限 移譲	医療・福祉	指定障害児通所支援事業者の指定等の権限の都道府県から中核市への移譲	指定障害児通所支援事業者の指定、指定の更新、勧告、命令、指定の取消し等の権限の都道府県から中核市への移譲を求めるもの 現行の実施主体 都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市 移譲後の実施主体 都道府県、政令指定都市、中核市、児童相談所設置市	児童福祉法第21条の5の15	厚生労働省	北海道、滋賀県、和歌山市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
大分市 重点候補17	A 権限移譲	医療・福祉	指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告・命令等の権限の都道府県から中核市への移譲	指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告・命令等の権限の都道府県から中核市への移譲を求めるもの 現行の実施主体 都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市 移譲後の実施主体 都道府県、政令指定都市、中核市、児童相談所設置市	児童福祉法第21条の5の25、26、27	厚生労働省	滋賀県、和歌山市
愛知県	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由事務の廃止	不動産鑑定士試験の受験申込について、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止すること。	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	国土交通省	岩手県、埼玉県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県、福岡県
愛知県	B 地方に対する規制緩和	産業振興	水素ステーション整備促進のための規制緩和	水素ステーションについては、許可を受けた事業所の従業員が充填を行うこととなっているためセルフ充填ができない。また、貯槽等を地盤面に設置する場合においても敷地境界との距離規制の緩和が認められていない。これらの規制などを緩和すること	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則7条の3	経済産業省	宮城県、神奈川県、名古屋市
高岡市	B 地方に対する規制緩和	その他	補助対象財産の処分に対する弾力化	補助事業により大規模改造等を実施した学校施設を国庫補助完了後10年未満に処分する際の国庫納付の免除	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準 文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準	総務省、文部科学省	旭川市、鹿角市、郡山市、いわき市、春日部市、八王子市、海老名市、西尾市、京都市、堺市、広島市、高知県、長崎県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
九重町	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	認定こども園法が定 める幼保連携型認定 こども園の運営主体 の拡大	認定こども園法第34条第1項により、学校法人及び社会福祉法人に限られている幼保 連携型認定こども園の運営主体に、地方独立行政法人を加える。	就学前の子どもに関する教育、保 育等の総合的な提供の推進に関す る法律第34条第1項	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	
九重町	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	地方独立行政法人法 施行令が定める公共 的な施設の範囲の拡大	地方独立行政法人法施行令第4条が規定する公共的な施設の範囲にこども園を加え る。	地方独立行政法人法施行令第4条	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	
福島県、茨城 県、栃木県、 群馬県、新潟 県、岐阜県	B 地方 に対する規制 緩和	産業振 興	指定管理鳥獣捕獲等 事業に係る実包の譲 り受けの許可の廃止	鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受について、許可を 要しないこととすべき。	火薬類取締法第17条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の 適正化に関する法律第9条、第14 条の2	警察庁、経済産業省、 環境省	北海道、いわ き市、千葉県、 静岡県、兵庫 県、山口県、徳 島県、宮崎県
福島県、秋田 県	A 権限 移譲	教育・文 化	認定こども園及び保 育所の認可権限の移 譲	都道府県知事等有する認定こども園及び保育所の認可権限を市町村に移譲すべ き。	児童福祉法第35条 就学前の子どもに関する教育、保 育等の総合的な提供の推進に関す る法律第17条	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	北海道、徳島 県、高知県、沖 縄県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
島牧村 重点候補7	B 地方 に対する規制緩和	医療・福祉	指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用に関する事項の規制緩和	指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を、介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することを認める。 (過疎地域指定や、人口〇千人未満の自治体などの条件付)	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について 第三 地域密着型サービス—四 小規模多機能型居宅介護—3 設備に関する基準—(2)設備及び備品等(基準第67号)—④	厚生労働省	
東京都	B 地方 に対する規制緩和	その他	個人番号を利用した情報連携の対象情報の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関し、難病の患者に対する医療等に関する法律(以下この行において「難病法」という。)に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票関係情報」の対象に「住所地情報」を加えるよう、番号法の改正等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二第119の項	内閣府、総務省、厚生労働省	山形県、茨城県、神奈川県、長野県、静岡県、滋賀県、島根県、鳥取県、岡山県、沖縄県
東京都	B 地方 に対する規制緩和	その他	国税連携システムによるデータ送信方法の見直し	所得税の申告情報が地方団体へデータ送信される国税連携システムについて、電子申告(e-Tax)データについても書面申告したデータと同様に、税務署で処理した後のデータが地方団体へ送信されるようにするなど、国税連携システムのデータ送信方法の見直し	所得税申告書等の地方団体への電子的送付に係る留意事項等について(平成22年6月29日付総税企第72号 総務省自治税務局企画課長通知)	総務省、財務省	北海道、宮城県、大田原市、柏市、新宿区、江戸川区、神奈川県、静岡県、兵庫県、久留米市、筑紫野市、延岡市、沖縄県
相模原市	B 地方 に対する規制緩和	土木・建築	社会資本整備総合交付金の重点配分に係る整備計画の作成要件の緩和又は経過措置の継続	・社会資本整備総合交付金の重点配分を受けるに当たり、重点配分対象事業以外の事業も含めた整備計画の作成が可能となるよう求めるもの。 ・平成28年度に限り、重点配分対象事業以外の事業も含めた整備計画であっても重点配分を受けることができるが、この経過措置の継続を求めるもの。	・社会資本整備総合交付金交付要綱第8 ・社会資本整備総合交付金に係る計画等について(平成22年3月26日国管会第4200号 事務次官通知) ・社会資本整備総合交付金等の平成28年度要望等の提出について(平成28年1月15日関東地方整備局企画部広域計画課長事務連絡)	国土交通省	北海道、川崎市、神奈川県、厚木市、新潟市、京都府、京都市、高知県、福岡県、大牟田市、久留米市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
千葉県	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	地域生活支援事業補助金に係る配分の考え方の早期提示について	地域生活支援事業費補助金(国庫補助金)において、計画的に事業の実施ができるよう配分基準等を定めていただきたい。	地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱	厚生労働省	北海道、鹿角市、郡山市、新宿区、厚木市、新潟市、金沢市、伊豆の国市、滋賀県、城陽市、豊中市、新見市、広島県、府中町、山陽小野田市、宇和島市、愛媛県、新居浜市、西条市、大洗町、長崎県、延岡市
千葉県	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	指定管理鳥獣捕獲等事業実施期間の要件緩和	指定管理鳥獣捕獲等事業について、効果的な捕獲事業が実施できるよう、実施期間を「1年以内」から「複数年」も認めるよう要件を緩和していただきたい。	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的指針IV第二3	環境省	北海道、いわき市、静岡県
千葉県	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る手続きの簡素化	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱により新たに指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定等に係る国への協議を廃止するなど、手続きの迅速化を図っていただきたい。	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱6(2)イ及びウ	環境省	北海道、いわき市、熊本県
長岡市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	定期予防接種の受け直しに伴う、定期予防接種の要件の見直しについて	予防接種法施行令第一条の三第2項の見直し、又は新設	予防接種法施行令第一条の三第2項	厚生労働省	旭川市、いわき市、茨城町、栃木市、所沢市、春日部市、千葉県、新宿区、横浜市、新潟市、長野市、大津市、門真市、八尾市、八幡浜市、高知県、久留米市、大分市、延岡市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
埼玉県	A 権限移譲	産業振興	小規模事業者持続化補助金に関する事務・権限の都道府県への移譲	小規模事業者持続化補助金に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)	小規模事業者持続化補助金交付要綱	経済産業省	新潟県、浜松市
埼玉県	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	社会資本整備総合交付金の手続簡素化	社会資本整備総合交付金の交付申請書の提出時には、例えば道路ではそれぞれの路線ごとに経費の詳細内訳を記載することとされている。しかし、詳細内訳はいずれ精算報告されるので、申請時には国からの内示額をそのまま申請書へ記載して提出するなど、交付金の使途については地方を信頼して任せてはどうか。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、社会資本整備総合交付金交付申請等要領	国土交通省	福島県、郡山市、海老名市、金沢市、広島市、山口県
埼玉県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	孤立死防止対策の充実	居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が自治体へ通報しやすくなるように、個人情報の利用・提供制限の例外となる具体的な事例を国の通知に明記することが必要。	個人情報保護法第16条(利用目的による制限)、第23条(第三者提供の制限) 【平成24年5月11日付け社援地発0511第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知、平成24年5月9日付け健水発0509第1号健康局水道課長通知、平成24年4月3日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長、ガス市場整備課長及び長官官房総合政策課企画官(液化石油ガス産業担当)通知】	個人情報保護委員会、厚生労働省、経済産業省	新潟県、軽井沢町、豊中市、広島市、岩国市
埼玉県	B 地方に対する規制緩和	その他	税控除対象NPO法人の指定方法の見直し	指定NPO法人は、その要件として、条例で指定されることに加え、条例中にその名称及び主たる事務所の所在地について明示することが求められている。この名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。	地方税法第37条の2第3項	内閣府、総務省	神奈川県、横浜市、滋賀県、徳島県、長崎県、熊本県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
埼玉県 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重点候補4</div>	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	一定条件を満たした 小規模な寄宿舎の階 段基準を住宅(共同住 宅の共用の階段を除 く。)と同じ基準に見直 し	建築基準法上は寄宿舎として取り扱われる、グループホームやシェアハウスなどの 階段基準を一定の条件を満たした場合など、住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と 同じ基準にする。	建築基準法施行令第23条	国土交通省	広島県、愛媛 県、長崎県
埼玉県	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	介護福祉士修学資金 の返還免除要件緩和	介護福祉士修学資金の返還免除に係る要件について、社会福祉施設での勤務年数 を5年から3年に短縮する。	介護福祉士修学資金貸付制度実施 要綱	厚生労働省	福島県、千葉 県、滋賀県、宇 和島市、高知 県
埼玉県	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	不動産鑑定士試験の 受験申込みに係る都 道府県経由の廃止	不動産鑑定士試験の受験申込みについて、都道府県を経由しないこととする	不動産の鑑定評価に関する法律第 12条の2	国土交通省	岩手県、京都 府、兵庫県、鳥 取県、山口県、 福岡県
岡山県	A 権限 移譲	環境・衛 生	フロン排出抑制対策 に係る事務の都道府 県知事から政令指定 都市及び中核市の長 への移譲	フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、平成27年4月1日に施行さ れたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)に ついて、環境関係の他の法令と同様に、政令指定都市及び中核市の長に、機器の管 理者に対する立入検査や指導等の権限を移譲すること。	フロン類の使用の合理化及び管理 の適正化に関する法律(平成13年 法律第64号)第17条、第18条、第91 条、第92条	経済産業省、環境省	宮城県、福島 県、埼玉県、兵 庫県、広島県、 徳島県、長崎 県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
岡山県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の施設整備に関する事務手続きの見直し	幼保連携型認定こども園の施設整備に際し保育所整備交付金及び認定こども園施設整備交付金を活用する場合の事務手続きの見直し	・児童福祉法第56条の4の3 ・保育所等整備交付金交付要綱 ・認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、岩手県、秋田県、茨城県、栃木市、柏市、長岡市、鳥取県、島根県、倉敷市、防府市、徳島県、徳島市、宇和島市、高知県、北九州市、大分市、沖縄県
岡山県	B 地方に対する規制緩和	産業振興	大規模小売店舗の新設・変更に関する届出事項に係る県縦覧期間等の短縮	大規模小売店舗の新設・変更に関する届出事項に係る県縦覧期間及び審査期間の短縮(店舗面積1,000㎡超について、例えば、法律で現在4月間と規定している届出事項の県縦覧期間を1カ月から2カ月の範囲で短縮する。もしくは、全体期間(8月間ルール)でも1カ月から2カ月の短縮をする。)	大規模小売店舗立地法	経済産業省	徳島県
岡山県	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	教員免許状の免許管理者の権限移譲	教育職員免許法で規定している「授与権者」としての権限の一部(特別免許状、臨時免許状の授与)及び「免許管理者」としての権限を、政令指定都市の教育委員会に移譲する。(政令指定都市が設置する学校園に係るものに限る。)	教育職員免許法第2条第2項、第5条第7項、第6条、第9条第2項、第3項、第9条の2、第9条の4、第10～14条	文部科学省	北九州市
富山県	B 地方に対する規制緩和	産業振興	高圧ガス第二種貯蔵所に係る承継規定の追加	一定量以上の高圧ガスの貯蔵は、高圧ガス保安法の規定により、貯蔵量に応じて、あらかじめ都道府県知事の許可を受けた「第一種貯蔵所」又は都道府県知事に届けた「第二種貯蔵所」においてする必要がある。 これらの貯蔵所について譲渡又は引渡しを行う場合、第一種貯蔵所については高圧ガス保安法に承継の規定があるものの、第二種貯蔵所については承継の規定がないことから、第二種貯蔵所について承継の規定の追加を提案するもの。	高圧ガス保安法第16条～第17条の2、第21条第4項	経済産業省	埼玉県、千葉県、新潟市、広島市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
富山県 重点候補3	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	防災拠点・避難所に 非常用の合併処理浄 化槽を設置する場合 における建築基準法 の規制緩和	防災拠点・避難所については、下水道処理区域であっても合併処理浄化槽を整備できるようにする	建築基準法31条	国土交通省	東金市、上越 市、広島県
富山県	A 権限 移譲	産業振 興	事業協同組合等の設 立認可等に関する事 務の都道府県への権 限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の 設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等 の事務について、各地方運輸局及び地方整備局から都道府県へ権限の移譲	中小企業等協同組合法施行令第32 条 中小企業団体の組織に関する法律 施行令第11条	国土交通省	—
富山県	A 権限 移譲	産業振 興	事業協同組合等の設 立認可等に関する事 務の都道府県への権 限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の 設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等 の事務について、各経済産業局から都道府県へ権限の移譲	中小企業等協同組合法施行令第32 条 中小企業団体の組織に関する法律 施行令第11条	経済産業省	—
川越市 重点候補28	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	前期高齢者のうち高 齢者受給者証の適用 を受ける70歳から74 歳の国民健康保険被 保険者の高額療養費 支給申請手続きの簡 素化	70歳から74歳の方が高額療養費の支給を受けようとするときは、被保険者の属する 世帯の世帯主又は組合員が、国民健康保険法施行規則第27条の17で示された事項 を記載した高額療養費支給申請書を提出しなければならないとされている。 一方、後期高齢者医療制度の被保険者は高額療養費の支給申請に際し、申請書を 広域連合に提出するものとされている(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 第70条)が、その内容は簡易なものであり、更に一度申請を行えば次回以降は申請が なくても高額療養費が支給されるという運用になっていることから、70歳から74歳の方 の高額療養費支給申請手続きについても簡素化することを求める。	国民健康法、国民健康法施行令、 国民健康法施行規則	厚生労働省	旭川市、湯沢 市、いわき市、春 日部市、東金 市、市原市、神 奈川県、横浜 市、茅ヶ崎市、三 浦市、厚木市、 新潟県、新潟 市、浜松市、名 古屋市、京都 府、城陽市、伊 丹市、宇部市、 西条市、北九州 市、久留米市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
中津川市	B 地方 に対する規制 緩和	運輸・交 通	道路運送法上の申請 事案に係る手続の簡 素化	コミュニティバス運行に関する道路運送法上の申請に対して、市町村が委託する事業者等に限り手続の簡素化を求める。	道路運送法 施行規則9条第2項	国土交通省	松本市、大村 市
東広島市 重点候補15	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	延長保育と放課後児 童クラブを併設運営す る場合の職員配置基 準の緩和	保育所及び認定こども園(以下「保育所等」という。)においては、保育士を最低2人(朝夕時間帯は保育士1人がいれば他1人は子育て支援員等も配置可)配置することが義務付けられており、同施設に併設して放課後児童クラブを開所している場合に、同クラブも放課後児童支援員を最低2人(支援員1人がいれば他1人は補助員でも配置可)配置することが必要である。 保育所等の延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブの利用児童数がいずれも少数でかつ (1)保育士2人を配置する場合 (2)保育士1人を配置し、他1人が放課後児童支援員を配置する場合 (※ただし、平成32年度までは保育士を放課後児童支援員とみなす特例あり)であれば、いずれかの施設に児童を集約して、保育士等2人による両施設の兼務を認めて欲しい。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 延長保育事業実施要綱(雇児発0717第10号平成27年7月17日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長発出) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号、最終改正:平成二八年二月三日厚生労働省令第一二号)	内閣府、厚生労働省	石狩市、相模 原市、宇和島 市
三鷹市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	風俗営業等の営業所 設置に対する規制緩 和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第6条第3号に規定する「良好な風俗環境を保全するため必要な最小限度のもの」の内容について、風俗営業等の営業所が「良好な風俗環境を保全する施設」より先に営業許可を得て営業している地域について、風俗営業等の営業所の設置を制限しないよう明記することで規制緩和を図られたい。	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(第3条・第4条) ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(第6条) ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(都条例) ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則(都規則)	警察庁	
三鷹市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	放課後児童健全育成 事業における要件緩 和	放課後児童健全育成事業における通所児童数の少ない日に2つの学童クラブを合同で実施した場合に、双方の開所日数に合同開催日数をふくめることができるよう要件緩和を図られたい。	・「放課後児童健全育成事業の実施について」(平成27年雇児発0521第8号) ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	内閣府、厚生労働省	鶴岡市、小山 市、新宿区、長 野市、名古屋 市、門真市、伊 丹市、宇部市、 宇和島市、八 幡浜市、久留 米市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
南会津町	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	都道府県を跨ぐ転居 における自立支援医 療(精神通院医療)受 給者証の発行手続き の簡略化	自立支援医療(精神通院医療)受給者証の発行において、都道府県を跨ぐ転居の場合、新規発行の手続きが必要であるが、その手続きを簡略化されたい。 例えば、転居に伴う変更が必要な部分のみ変更することで速やかに継続した形で発行できることとしたい。	障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律	厚生労働省	柏市、新宿区、 茅ヶ崎市、厚 木市、軽井沢 町、浜松市、伊 豆の国市、府 中町、山陽小 野田市、延岡 市、那覇市
南会津町	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	自立支援医療(精神 通院医療)受給者証 の更新手続きの期間 延長	自立支援医療(精神通院医療)受給者証の更新の期間を1年毎から2年毎に延長されたい。	障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律 障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律施行 令第43条	厚生労働省	旭川市、川越 市、所沢市、八 王子市、茅ヶ 崎市、厚木市、 新潟市、柏市、 軽井沢町、伊 豆の国市、門 真市、兵庫県、 広島市、那覇 市
島根県、中国 地方知事会	B 地方 に対する規制 緩和	その他	国直轄事業を都道府 県が行う場合(施行委 任事業)の会計法の 見直し	国の直轄事業を都道府県が施行委任を受けて実施する場合、事業の執行にあたっては、地方自治法や地方自治法施行令等に基づいて執行できるように会計法の規定を見直し。	・会計法第29条の6第1項、第48条 第2項 ・予算決算及び会計令79条、85条 ・地方自治法施行令167条の10第2 項 ・国立公園等整備事業実施要領 ・国立公園等整備事務取扱要領 ・工事請負契約等に係る予算決算 及び会計令85条の基準の取扱いに ついて(改正 平成27年10月1日環 境会発1510014号)	総務省、財務省、環境 省	岐阜県
島根県、中国 地方知事会	B 地方 に対する規制 緩和	農業・農 地	6次産業化ネットワ ーク活動交付金の事務 手続きの簡素化及び 要件緩和	中山間地域をはじめとしたより多くの地域において、農林漁業者が6次産業化に向けた事業へ参画するために6次産業化ネットワーク活動交付金の手続きの簡素化や要件を緩和する。	・地域資源を活用した農林漁業者等 による新事業の創出等及び地域の 農林水産物の利用促進に関する法 律 (6次産業化関係施行日平成23年3 月1日) ・6次産業化ネットワーク活動交付 金実施要綱(改正平成28年4月1日)	農林水産省	岩手県、群馬 県、福井県、長 野県、滋賀県、 五島市、沖縄 県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
新潟県、福島県、栃木県	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	緊急通行車両等の事前届出における事務の見直し	災害発生時における緊急通行車両等は事前届出制を採用しており、都道府県知事又は公安委員会は車両毎に事前に確認し、標章及び証明書を交付することとなっているが、次のように見直す。 ① 事前届出の段階で、予め標章・証明書を交付する仕組みとする。 ② 車両毎の届出ではなく、事業者毎や台数のみの届出とする。	災害対策基本法施行規則(第6条、別記様式第3、別記様式第4) 災害対策基本法施行令第33条 災害対策基本法第76条第1項 「大規模災害に伴う交通規制実施要領」(平成24年3月8日付け警察庁丙規発第7号等)	内閣府、警察庁、総務省	茂原市、江戸川区、八尾市
さいたま市	A 権限移譲	産業振興	経営革新計画承認窓口の都道府県から指定都市への移譲	経営革新計画の承認を指定都市でも実施できるようにする。	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律9条	経済産業省	浜松市
さいたま市	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	道路交通法施行令第13条1項に、「国民保護法上の国民保護措置の実施等に当たり、使用する自動車」を新たに加えること	住民避難を要すると判断される大規模テロなどの緊急事態発生時、現場で消防・警察などの関係機関と速やかに情報交換・調整を開始して被害を最小限とするため、道路交通法施行令第13条1項に、「国民保護法上の国民保護措置の実施等に当たり、地方公共団体が現地調整所の迅速な設置ための出動に使用する自動車」を新たに加えること。	道路交通法施行令 第13条第1項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第35条1項	内閣官房、警察庁	日高市、千葉県、堺市、徳島県、愛媛県
栃木県	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	工場立地法により設置を要する環境施設の追加	工場立地法により設置を要する環境施設について、蓄電池設備を追加する。	工場立地法施行規則第4条	経済産業省	山形県、栃木市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
栃木県	B 地方 に対する規制 緩和	産業振 興	砂利採取計画の変更 届出に係る規定の省 令への追加	砂利採取計画の軽微な変更については届出で足りるよう、届出に係る規定の省令への追加を求める。	砂利採取法第20条第1項但し書き及び第2 項	経済産業省、国土交通 省	福島県、茨城 県、新潟市、静 岡県、宮崎県
栃木県	B 地方 に対する規制 緩和	産業振 興	砂利採取業務主任者 の認定の規定の削除	砂利採取業務主任者の認定の規定について削除を求める。	砂利採取法第6条第1項第5号口及 び第15条第2項	経済産業省	岩手県、福島 県、茨城県、新 潟市、静岡県、 鳥取県、徳島 県、宮崎県
栃木県	B 地方 に対する規制 緩和	産業振 興	採石業務管理者の認 定の規定の削除	採石業務管理者の認定の規定について削除を求める。	採石法第32条の4第1項第5号口及 び第32条の13第2項	経済産業省	岩手県、茨城 県、静岡県、鳥 取県、徳島県、 宮崎県
栃木県	B 地方 に対する規制 緩和	産業振 興	商工会・商工会議所と 一体となった販路開 拓に関する事務の都 道府県への移譲	商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務を都道府県に移譲すべき である。 具体的には小規模事業者支援パッケージ事業(小規模事業者持続化補助金)につい て、都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる 自由度の高い制度とした上で、都道府県へ移譲するべきである。	小規模事業者持続化補助金交付要 綱	経済産業省	新潟県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
栃木県 重点候補14	A 権限移譲	医療・福祉	一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務の市町村への移譲	現行、県で行っている一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務を市町村に移譲する。(市町村以外のものが実施するものに限る。) 【備考】 ○「市町村以外のもの」にあたる事業者 一時預かり事業・・・社会福祉法人、学校法人、宗教法人等 病児保育事業・・・社会福祉法人、学校法人、医療法人、医師等	児童福祉法第34条の12、第34条の14、第34条の18、第34条の18の2	内閣府、厚生労働省	茨城県、神奈川県、北九州市、大分市
栃木県 重点候補16	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童支援員認定資格研修の受講免除	都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」について、保育士等の国家資格を有する者については、研修を受講しなくとも支援員の有資格者と認定されるよう要件緩和をお願いしたい。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項 放課後児童支援員等研修事業実施要綱	厚生労働省	西郷村、新宿区、長野市、門真市、防府市、宇和島市、八女市
栃木県	B 地方に対する規制緩和	その他	番号法の規定による個人番号を利用した情報連携に関し、難病法に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる住民票関係情報の対象について住所地情報を追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関して、難病の患者に対する医療等に関する法律(以下、「難病法」という。)に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票関係情報」の対象に、「住所地情報」が含まれるよう、改善を求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二第119の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	内閣府、総務省、厚生労働省	山形県、茨城県、神奈川県、静岡県、長野県、滋賀県、鳥取県、島根県、岡山県、沖縄県
三重県、広島県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	里親が行う児童の養育として「里親が昼間家庭にいない場合の放課後児童クラブの利用による養育の確保」が必要であることを明確に位置付け。	「里親制度の運営について」(平成14年雇児発第0905002号・局長通知)に、里親が行う児童の養育として「里親が昼間家庭にいない場合の放課後児童クラブの利用」について位置づける。	「里親制度運営要綱」及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」	厚生労働省	岩手県、京都市、徳島県、高知県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
新見市	B 地方 に対する規制 緩和	その他	登記所の各種証明発行業務(以後、特定業務)の市の窓口での実施	現在、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(以後、公サ法)により、登記所の特定業務は民間業者に限定されている。そのため、自治体が「直接」当該業務を行うことができない。そこで、この法律を改正し、市の窓口で登記所の特定業務が行えるようにしていただきたい。	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2	総務省、法務省	—
茨城県、福島県、栃木県、群馬県	B 地方 に対する規制 緩和	農業・農地	国営土地改良造成施設の改築等申請の県経由の廃止	国営土地改良事業によって造成された土地改良施設を、土地改良区や市町村が管理受託している場合において、管理受託者は、土地改良法施行令第59条(他目的使用等)及び同61条(改築、追加工事等)の申請をすることができる。その際の申請は、同69条により、当該申請に係る土地改良財産の所在地を管轄する都道府県知事を經由してしなければならない。 また、原因者工事や区分地上権設定地における工事協議も、通知等により同様に扱っているが、これらについて都道府県を経由せず、管理受託者が直接、国に申請等できるようにすること。	土地改良法施行令第69条	農林水産省	長野県、静岡県、岡山県
茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	結核医療費負担申請時に記載する個人番号の削除	平成27年11月24日厚生労働省健康局長通知(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」)により、入院患者及び結核患者の医療に係る費用負担の申請に記載すべき事項として個人番号を追加する等の規定の整備がなされたが、結核患者の医療に係る費用負担の申請に関し、個人番号を削除すること。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条の3	内閣府、総務省、厚生労働省	いわき市、埼玉県、東京都、横浜市、長野県、大津市、京都市、大阪府、大牟田市、大分市
丸亀市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	児童扶養手当受給資格認定手続きにおける居住地申請特例の要件緩和	勤務地近くの保育所に入所するためや区域外の学校へ就学することを理由として、やむを得ず住民票と現住所が異なる場合に、現住所を管轄する自治体において受給資格申請の受理ができる旨を、児童扶養手当の受給資格認定申請に係る事務取扱についての通知に明記すること。	昭和60年11月16日 児企第37号厚生省児童家庭局企画課長通知「児童扶養手当の受給資格認定に係る事務取扱について」及び平成22年8月厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課発行「児童扶養手当事務処理マニュアル」	厚生労働省	八幡浜市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
川口市 重点候補8	B 地方 に対する規制 緩和	その他	再任用制度の緩和	他自治体において退職した職員を当市で再任用することができるように求める。	地方公務員法第28条の4	総務省	茂原市、胎内市
茅ヶ崎市	B 地方 に対する規制 緩和	その他	連携中枢都市圏構想推進要綱に定める「連携中枢都市」の要件の緩和	現行の連携中枢都市圏構想は、主として三大都市圏の区域外にある地域を対象としているが、「連携中枢都市」の要件として三大都市圏の都市も対象とするよう要件の緩和を提案する。 意欲ある地域を応援するため、三大都市圏内の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合にも連携中枢都市圏に位置づけられるよう要綱改正を提案するものである。	連携中枢都市圏構想推進要綱(平成28年4月1日付総行市第31号)	総務省	小田原市
松山市	B 地方 に対する規制 緩和	その他	審査請求があった際の地方自治法に基づく議会への諮問手続の簡素化	地方自治法第206条第2項(給与その他の給付に関する処分)、第229条第2項(分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分)、第231条の3第7項(督促など)、第238条の7第2項(行政財産を使用する権利に関する処分)、第243条の2第11項(職員の賠償命令)及び第244条の4第2項の各規定に、新行政不服審査法で規定された審理員による審理手続及び第三者機関への諮問が省略できる旨の規定に倣って、「ただし、審査請求が不適法であり、却下するときは、議会への諮問を要しないものとする。」を追加する。	地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項、第244条の4第2項、行政不服審査法第9条、第24条、第43条	総務省	春日部市、日高市、宇部市、延岡市、
松山市 重点候補16	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	放課後児童支援員研修の受講要件の緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)第10条第3項の放課後児童支援員認定資格研修の受講要件に、放課後児童支援員の補助員経験者のうち子育て支援員研修(放課後児童コース)を修了した者(以下単に「子育て支援員」という。)に関する要件を明記の上、受講に必要とされる従事年数を他の児童福祉事業の従事者よりも短期化する。または、子育て支援員については、放課後児童支援員認定資格研修の受講科目のうち、子育て支援員研修の受講科目と重複するものの受講を免除する。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項 放課後児童支援員等研修事業実施要綱	厚生労働省	厚木市、長野市、寝屋川市、倉敷市、宇和島市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
松山市	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第2 条第1項の「廃棄物」 の範囲の明確化	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第2条第1項の「放射性 物質及びこれによって汚染された物」の範囲を特定することによって、同項の「廃棄物」 の範囲を明確化すること。	廃掃法第2条第1項 放射性同位元素等による放射線障 害の防止に関する法律第33条の2 第3項 核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律第61条の2 第3項	環境省	柏市、北区、鳥 取県、鳥取市、 八幡浜市
浜松市	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	都市計画の軽易の見 直しの拡大	都市計画の軽易な変更について、都市計画法施行規則第13条の2に、一般廃棄物処 理施設の廃止等の新規事項を追加	都市計画法第19条3項 都市計画法施行令第14条3号 都市計画法施行規則第13条の2	国土交通省	鳥取市、徳島 市、宇和島市
千葉市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	死亡した生活保護受 給者の遺留金品の生 活保護債権への充当	死亡した生活保護受給者の遺留金品を、生活保護債権(生活保護費として支給した ものに対する戻入金・法第63条返還金・法第78条徴収金)へ充当することができるよ う、生活保護法第76条第2項に「第1項の保護費に充てても、なお遺留金品に残余が 生じた場合は、これを死亡した被保護者に対する生活保護債権に充てることができる」 ことを加え、従来の第2項を第3項とした上で、「前項の費用」を「前2項の費用及び生 活保護債権」に改正すること。	生活保護法第76条 生活保護法施行規則第22条 【参考】 厚生省社会局保護課長通知「生活保護法 による保護の実施要領の取扱いについて」 第13の2 厚生労働省社会・援護局保護課長事務連 絡「生活保護問答集について」問13-10	法務省、厚生労働省	旭川市、鹿角 市、川越市、秩 父市、名古屋 市、春日井市、 城陽市、堺市、 茨木市、寝屋 川市、加古川 市、大村市、豊 仙市
千葉市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	指定保育士養成施設 の定員弾力化	保育士の人材供給を確実に増やすため、指定保育士養成施設の定員弾力化が可能 である旨、厚生労働省から都道府県に通知を発出するなど、指定保育士養成施設の 定員基準の弾力化を求めるもの。	児童福祉法第18条の6第1号 児童福祉法施行令第5条第3項 児童福祉法施行規則第6条の3第2 項	厚生労働省	浜松市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
岩手県	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	災害救助法に規定する救助の種類への「福祉」の追加	災害救助法第4条の救助の種類に「福祉(介護を含む。)」を、同法第7条の「救助に従事させることができるもの」に「福祉(介護)関係者(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員)」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援(要配慮者に必要な支援の把握・調整、避難環境の整備・調整、介護、相談援助など)が、災害救助の基本施策の一つであることを明確化する。	災害救助法第4条、第7条 平成23年4月15日付事務連絡「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取り扱いについて」	内閣府、厚生労働省	北海道、茂原市、上越市、静岡県、滋賀県、京都府、徳島県、宇和島市、大牟田市、宮崎県
岩手県	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	災害派遣福祉チームの制度化	災害時に避難所や福祉避難所において、要配慮者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行うとともに、要配慮者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う、福祉専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化し、その組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備をすすめ、都道府県の相互応援体制を構築するため、当該チームを派遣・調整する全国的なシステムを設ける。	災害救助法第4条、第7条 平成28年3月4日付事務連絡 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 ⑩災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業)	内閣府、厚生労働省	北海道、宮城県、上越市、新宿区、静岡県、浜松市、滋賀県、徳島県、大牟田市、熊本県
大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合	A 権限 移譲	医療・福祉	認定こども園に関する情報提供等の権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条から第30条に基づく情報の提供、変更の届出の受理、報告の徴収等について、認可、認定または届出の受理に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第28条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	北海道、福島県、神奈川県、長野県、倉敷市、広島県、高知県、北九州市、大分市、沖縄県
宮城県、広島県	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	県が設置する都市計画審議会の委員の構成等の基準の見直し	都市計画法に基づき県が設置する都市計画審議会について、政令による委員の数、委員に就任できる役職等の基準の定めを撤廃し、地方の実情にあった審議会運営ができるようにすること	都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和44年政令第11号)第2条	国土交通省	-

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
宮城県、広島県	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく農林水産省の財産処分承認基準の見直し	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく農林水産省の財産処分承認基準に係る国庫納付額の算定方法について、目的外使用にあつては、生じる収益に国庫補助率を乗じた額、有償譲渡においては、譲渡額に国庫補助率を乗じた額を国庫納付することとし、不動産鑑定を要しないことを求めるもの。(財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法を、国土交通省のものに合わせること)	○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年八月二十七日法律第七十九号)第22条 ○ 平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」第3条及び別表1	農林水産省	北海道
宮城県、広島県	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	6次産業化ネットワーク活動交付金の運用改善	6次産業化ネットワーク活動交付金の配分については、県又は戦略策定市町村に対し、その結果だけではなく、特に不採択の場合の理由や要望額配分の過程のほか、選考の過程で指摘があった事業実施計画の課題や改善点等について、地方農政局等を通じ、個別に伝達する場を設定すること さらに、「不採択の理由や要望額配分の過程等について、都道府県や戦略策定市町村と共有を図る」等の文言を「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」に追記する等、明文化すること	6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱 6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について	農林水産省	岩手県、山形県、木更津市、鳥取県、島根県、宮崎県
青森県	B 地方に対する規制緩和	その他	地方独立行政法人の「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たらない出資財産の処分に係る定款変更の手続きの簡略化	地方独立行政法人法(以下、「法」という)第42条の2に基づく「出資等に係る不要財産」及び第44条に基づく「重要な財産」に当たらない出資財産の処分に係る定款変更については、法第8条第2項「政令で定める軽微なもの」に規定するか、地方独立行政法人法施行令第2条第3号で規定する「総務大臣の指定する事項」としていただきたい。	地方独立行政法人法第8条第2項、地方独立行政法人法施行令第2条第3号、地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令等の公布及び施行について(通知)記第2第2項(平成25年10月17日付け総行第22号)	総務省	鳥取県、広島市
山梨県	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	産業廃棄物管理票交付状況等報告書の情報提供の廃止	環境省の依頼通知により行っている「産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供」を廃止すること	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供について (H20.6.27環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課依頼通知)	環境省	静岡県、徳島県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
山梨県	B 地方 に対する規制 緩和	農業・農地	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する、農村地域に導入する工業等の業種について、社会経済情勢や地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすること	農村地域工業等導入促進法	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	秋田県
山口県、中国 地方知事会	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用(農地 除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	北海道、長崎県
山口県、中国 地方知事会	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用(農地 除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	北海道、長崎県
山口県、中国 地方知事会	B 地方 に対する規制 緩和	その他	沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、中小漁業融資保証法第4条	農林水産省	青森県、岩手県、神奈川県、新潟県、徳島県、長崎県、宮崎県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
鳥取県、中国地方知事会、兵庫県、和歌山県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	第3種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大	現行の第3種旅行業では、募集型企画旅行の実施区域は、営業所が所在する市町村と隣接する市町村等の区域だが、これを隣接都道府県まで拡大する。	旅行業法施行規則第1条の2第3号	国土交通省	北海道、埼玉県、愛知県、鳥取市、愛媛県
鳥取県、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市	B 地方に対する規制緩和	雇用・労働	就労継続支援A型事業における暫定支給決定を要しない場合の基準の明確化及び同事業における特定求職者雇用開発助成金の支給のあり方の見直し	就労継続支援A型事業について、暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等のアセスメントが既に行われていると市町村が認めるときは、暫定支給決定は要しないとされているが、その基準が具体的に示されていないため国の責任において明確にすること。 また、障がい者を雇用する就労継続支援A型事業所が、暫定支給決定期間経過後に継続雇用を決定した場合、特定求職者雇用開発助成金の支給対象とならない取扱いになっていることから、その見直しを行うこと。	介護給付費等の支給決定について(平成19年3月23日付障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日付障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) 就労継続支援A型事業所に対する特定求職者雇用開発助成金の支給について(平成27年10月13日付職雇企発1013第2号厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課長通知)	厚生労働省	新宿区、相模原市、茅ヶ崎市、静岡県、伊豆の国市、名古屋市の、京都府、島根県、広島市、府中町、愛媛県、北九州市
滑川市 重点候補30	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	県等が所管する砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等について、市町村が関与する機会を拡大するよう求めるもの。	同法第37条第1項に基づく市町村長の要請について、現行では「砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときのみ」、「都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる」が、地下水源の汚染や涵養の喪失、地下水脈の破壊、地盤の軟弱化、土地の資産価値低下といった、いわゆる災害とは別の悪影響が予見される場合においても、市町村長の要請を認める文言に改めるなどし、地域の実情を勘案・反映させるもの。	砂利採取法第37条第1項	経済産業省、国土交通省	—
宇都宮市	A 権限移譲	医療・福祉	「幼保連携型」以外の認定こども園に係る「認定」権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲	「幼保連携型」以外の認定こども園に係る「認定」権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条 等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	北海道、秋田県、神奈川県、高知県、沖縄県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
宇都宮市 重点候補11	A 権限移譲	医療・福祉	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	・子ども・子育て支援法第27条～第30条 ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	秋田県、神奈川県、浜松市、大阪府、伊丹市、北九州市、大分市
仙台市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保健衛生分野の補助金交付申請における手続きの簡素化	感染症予防事業費等国庫負担金等の保健衛生分野の補助金交付申請における請求に係る手続きについて、指定都市が直接国に請求し、国から指定都市に直接支払いを行うよう改めること。	・感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱第7項 ・保健衛生施設等施設・設備整備費補助金交付要綱第8項 ・会計法第48条第1項	厚生労働省	栃木県、横浜市、長野市、浜松市、京都市
横浜市	A 権限移譲	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金における市の主体的な計画策定	地域医療構想を実現するための財政措置である地域医療介護総合確保基金の医療分について、県ではなく市が主体的に計画を策定して、執行できるようにする。	医療介護総合確保促進法第4条、第5条	厚生労働省	伊丹市
香川県	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総財第88号自治財政局長通知)及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総財第88号自治財政局長通知)及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付27文科高第94号高等教育局長通知)に基づく日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した奨学金の返還を支援する制度において設定されている「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)100名」の推薦については、日本学生支援機構の在学採用に限り適用されているが、予約採用についても適用をお願いするもの。	・奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総財第88号自治財政局長通知) ・奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付27文科高第94号高等教育局長通知)	文部科学省	

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合 重点候補22	B 地方	その他	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務に即して拡大)	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関し、法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務処理に即して対象拡大する(特別支援学校への就学支援のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、生活保護受給者情報も入手可能とする)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二 37の項 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領Ⅱ2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	北海道、神奈川県、島根県、大牟田市、鹿児島県、沖縄県
京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 重点候補20	B 地方	その他	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(特別賃貸府営住宅についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする)	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、独自利用事務として情報連携を行う予定である特別賃貸府営住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項、第19条第7号、別表第二 31の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	—
京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合 重点候補21	B 地方	その他	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大)	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、番号法別表第二に規定されている情報以外の情報についても入手可能とする。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	北海道、青森県、島根県、大牟田市、長崎県、大村市
京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	B 地方	農業・農地	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の交付条件の緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の事業費に占める委託割合(50%)の制限を緩和し、実態として丸投げでない委託については50%を超過しても委託可能とする	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(別記2:鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)	農林水産省	北海道、長野県、岐阜県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュールの見直し	地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュールの見直し	地域医療介護総合確保促進法	厚生労働省	岩手県、いわき市、千葉県、神奈川県、静岡県、名古屋市、島根県、広島県、広島市、高知県、宮崎県
岐阜県 重点候補25	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	鳥獣保護区における狩猟による捕獲等の特例制度の創設	鳥獣保護区内における農林業被害の防止等を図るため、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、特に必要があると認める時は保護区内において狩猟による捕獲等を可能とする区域を指定できるといった、新たな鳥獣保護区指定制度を導入する。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境省	静岡県、兵庫県、五島市
兵庫県、京都府、鳥取県、徳島県	A 権限移譲	環境・衛生	国立公園特別地域内における基準の特例を定める権限の都道府県への移譲	自然公園法の第二種特別地域及び第三種特別地域における特例基準の策定権限を都道府県知事に移譲するとともに、同特例基準に基づく許可行為の事務権限を移譲すること	自然公園法第20条第3項各号 自然公園法施行規則第11条第36項	環境省	
兵庫県、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県 重点候補19	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	国立公園における一定の工作物の建築にかかる環境大臣との協議の廃止	国立公園の特別地域内において、一定の要件(高さが50メートル又はその地上部分の容積が30,000立法メートル超)を超える工作物新築、改築又は増築にかかる許可の際に必要な環境大臣との協議の廃止	自然公園法第20条第5項、第68条第2項 自然公園法施行規則第11条の3	環境省	

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
兵庫県、三田市、滋賀県、和歌山県、鳥取県	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	移送ボランティア活動に係る公共交通空白地有償運送の登録要件の緩和	地域公共交通会議で、バス停までの距離があるなど交通が不便であると認められた地域において、地域ボランティアが地域及び対象者を限定して行う移送サービスについては、公共交通空白地有償運送と見なし、有償運送が可能となるよう登録要件を緩和すること。	道路運送法第78条(有償運送) 「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の様態について(平成18年9月29日自動車交通局旅客課長)」	国土交通省	鹿角市、袖ヶ浦市、八王子市
兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空家等対策の推進に関する特別措置法の対象の拡大	管理不全となっている長屋や共同住宅でも、一部に居住実態があれば、空家等対策の推進に関する特別措置法の対象とならないことから、法の対象を拡大すること。	空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)第2条	総務省、国土交通省	新都区、金沢市、春日井市、門真市、伊丹市、岡山県、北九州市、大村市
兵庫県、洲本市、和歌山県、徳島県、堺市	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	所有者等が不存在の空家等の跡地処分における手続きの簡素化	所有者等が不存在の空家等を略式代執行した際の跡地処分について、略式代執行を行う際に不動産登記簿情報等による特定や相当の期限を定め公告を行うことから、相続人不存在とみなし、相続財産管理人を選任することなく、国又は略式代執行を行った地方公共団体に帰属できるよう、略式代執行後の跡地処分について空家等対策特別措置法に規定すること。	民法第239条第2項(無主物の帰属) 民法第959条(残余財産の国庫への帰属) (空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項(略式代執行))	総務省、法務省、国土交通省	日高市、練馬区、湯沢市、金沢市、伊豆の国市、八尾市、門真市、延岡市
兵庫県、豊岡市、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅の地域対応活用にかかる期間の緩和について	公営住宅をUIターン者向け住宅に活用できる地域対応活用について、通知により活用できる期間が原則1年間とされていることから、事業主体が地域の実情に応じて弾力的な活用期間を設定できるよう緩和すること。	「公営住宅の地域対応活用について」(H21.2.27国住備第117号国土交通省住宅局長通知)	国土交通省	-

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合 重点候補9	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積に関する従うべき基準の参酌化	幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積について、「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」に見直すこと。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	
兵庫県、川西市、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合 重点候補9	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和	幼保連携型認定こども園において、3階以上の保育室は原則3歳未満の園児の保育に供するものとされている規制を、3歳児以上の園児についても可能となるよう緩和すること	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日 内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	
兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県、堺市 重点候補13	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	病児保育事業の補助要件の設定	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)の補助要件である保育士等の配置要件について、利用児童2名以下でも、看護師と保育士それぞれ1名の配置が求められるが、診療所等で病児保育を実施する際、病児保育未実施地域では、保育士の確保が困難であるとの声があることから、利用児童数が定員2名以下の場合には、看護師1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること	子ども・子育て支援交付金交付要綱 病児保育事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	神奈川県、長野県、姫路市、福岡市
兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	措置変更後の受入施設における被虐待児の受入加算費の適用期間の緩和	入所当初に施設職員と被虐待児との関わりが重要なため、1年間加算されるにも関わらず、措置変更により新たな施設に入所する場合、措置変更前の施設で1年間加算されていると、措置変更後の施設では加算されないことから、変更後の施設においても1年間加算されるよう規制を緩和。	平成21年6月29日付 雇児発第0629001号の7 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	厚生労働省	北海道、埼玉県、京都市、広島市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都市	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	高等学校等就学支援金の申請に係る事務手続きの見直し	高等学校等就学支援金における新入生の受給資格認定について、現在4月と7月の2回行う必要があるが、弾力的に運用できるよう手続きを見直すこと。 具体的には、7月に収入状況届出書等及び前年度と当該年度の課税証明書を提出することで 当該年度の4～6月分を遡及して受給資格認定ができるよう事務手続きを見直すこと。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第6条第2項または第3項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第2項	文部科学省	北海道、岩手県、埼玉県、静岡県、名古屋市中、奈良県、愛媛県、大牟田市、沖縄県
兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)にかかる人員等の基準の緩和	小規模多機能型居宅介護サービス事業者を利用する際には、小規模多機能型居宅介護サービス事業者に属している介護支援専門員に変更せざるを得ないこと、また、居宅介護支援専門員は小規模多機能型居宅介護サービスの介護支援専門員を兼務することができないことから、兼務を可能とするなど居宅介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護事業の業務を行えるよう規制の緩和。	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第63条10、第77条	厚生労働省	名古屋市
兵庫県、川西市、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地方公共団体が設置する施設に対し行われる障害福祉サービス等報酬における公立減算の廃止	地方公共団体が設置する施設等に対する障害福祉サービス等報酬における公立減算の取扱いを廃止すること	障害者総合支援法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表	厚生労働省	岩手県、郡山市、新宿区、八王子市、横浜市、名古屋市中、京都府、豊中市、広島市、防府市、宇和島市、西条市、福岡市、長崎市
兵庫県、洲本市、川西市、滋賀県、大阪府、和歌山県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	国民健康保険の高額療養費の請求に際しての手続きの簡素化	国民健康保険の高額療養費の請求に際し、70歳から74歳までの前期高齢者については、後期高齢者医療保険と自己負担限度額の差がないことから、後期高齢者医療保険の高額療養費と同様に一度申請すれば、その後は申請がなくても高額療養費が支給されるよう手続きを簡素化する	国民健康保険法 第57条の2 国民健康保険法施行令 第29条の2、第29条の3、第29条の4 国民健康保険法施行規則 第27条の17 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第70条 「後期高齢者医療の高額療養費の支給、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額の取扱いについて」(厚生労働省保険局高齢者医療課長H21.5.11)	厚生労働省	旭川市、中標津町、湯沢市、いわき市、春日部市、東金市、市原市、小平市、神奈川県、横浜市、茅ヶ崎市、厚木市、新潟県、新潟市、三条市、浜松市、名古屋市、京都府、城陽市、伊丹市、三田市、宇都口市、西条市、北九州市、久留米市

重点候補28

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
兵庫県、京都府、和歌山県、京都市、堺市	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	生産緑地地区指定の面積要件の要件緩和	自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合でも、生産緑地地区としての優遇措置を受けられるよう、下限面積や解除要件の緩和・条例委任等、地域の実情を考慮した特例の設定	生産緑地法第3条	国土交通省	練馬区、横浜市、名古屋市の伊丹市
兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金の申請手続きの見直し	地方創生推進交付金について、地域の実情に応じた事業執行が可能となるよう、地方版総合戦略等を地方再生計画の代替として申請できるよう、申請手続きを見直すこと	地域再生法第5条、13条 地域再生法施行令第9条 地域再生法施行規則第1条第1項 地方創生推進交付金に関するQ&A	内閣府	秋田県、郡山市、南会津町、千葉県、秩父市、神奈川県、平塚市、三條市、津市、羽曳野市、姫路市、田原本町、島根県、岡山県、新見市、宇和島市、東温市、大牟田市、宮崎県、沖縄県
兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金の先駆タイプについて、地方自治体が単独で交付申請できるよう要件の緩和	地方創生推進交付金について、地域の実情に応じた事業執行が可能となるよう、地方自治体単独で実施する事業について先駆タイプとして認めるよう要件を緩和すること	地方創生推進交付金に関するQ&A	内閣府	北海道、岩手県、秋田県、鹿角市、鶴岡市、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、相模原市、長野県、岐阜県、津市、羽曳野市、奈良県、鳥取市、島根県、岡山県、新見市、広島県、宇和島市、東温市、高知県、福岡県、大牟田市、長崎県、長崎市、熊本県、大分県
兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	その他	広域連合の規約変更手続きの弾力化	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務以外の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。	地方自治法第291条の3	総務省	—

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合 重点候補23	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	奨学金事務にかかるマイナンバーの利用をする主体の拡大	日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能となるよう、番号法別表第2 106項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限り)」を追加すること。(貸与申請、返還免除、返還猶予に係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第2 106項	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省	北海道、長崎県、大分県、沖縄県
広島県	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更における規制緩和)	(1)空き家を宿泊施設として旅館業を営む際、家族などの特定の1グループで、10人以下など少人数への1棟貸(住宅の規模が2階以下かつ300㎡未満)を行う場合は、住宅とみなして建築基準法を適用することとし、ホテル・旅館への用途変更を不要とすること。 (2)(1)の対応ができない場合、ホテル・旅館の規制について、戸建住宅と同様の規制に緩和すること。 【規制緩和を提案する規定】 ①界壁・間仕切壁 ②排煙設備の設置 ③内装制限 ④屋内階段の寸法	(1)建築基準法別表第2、建築基準法第87条 (2)①建築基準法第26条、建築基準法施行令第114条 (2)②建築基準法第35条、建築基準法施行令第126条の2 (2)③建築基準法第35条の2、建築基準法施行令第128条の4、第129条	国土交通省	鹿角市、徳島県、愛媛県
広島県	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更の確認申請手続きの緩和)	空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合、住宅からホテル・旅館への用途変更の確認申請について、現行の100㎡から300㎡に緩和するとともに、300㎡以下の建物については、旅館業法の許可申請時に提出する申請書により、法令審査を行う。	建築基準法第87条	国土交通省	徳島県、愛媛県
広島県	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和((1)特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化、(2)特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例制定の際の大臣同意の廃止)	空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合、(1)特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化を求める、(2)都市計画法上の特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例の制定時には、国土交通大臣の承認が必要であることから、同意を要しない協議に緩和する。	(1)建築基準法第48条 (2)建築基準法第49条	国土交通省	徳島県、愛媛県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
広島市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	生活困窮者自立支援 制度における事務の 簡素化	生活困窮者自立支援制度に関する①毎月の実施報告を四半期に1度に、また、② フォローアップ報告を全自治体から抽出自治体に変更し、実施機関の負担軽減を図る よう、運用改善を求める。	平成28年3月31日付け事務連絡「P DCAサイクルの実施 に際して 国 が設定する 平成 28 年度の目安 値および 支援 状況調査における 項目の追加 について(依頼)」 平成28年3月31日付け事務連絡「生 活困窮者自立支援制度の新たな評 価指標の運用について」 平成28年4月8日付け事務連絡「生 活困窮者自立支援制度の新たな評 価指標による調査 の報告要領につ いて」	厚生労働省	旭川市、川越 市、千葉県、新 宿区、浜松市、 東温市、大牟 田市
広島市	A 権限 移譲	医療・福 祉	若年性認知症支援 コーディネーターの配 置に係る権限の指定 都市への移譲	「若年性認知症支援コーディネーター(以下、コーディネーターという。)」を指定都市 でも設置できるよう権限移譲を求める。	若年性認知症施策総合推進事業実 施要綱 (平成26年7月9日老発0709第3号 認知症施策等総合支援事業の実施 について別添3)	厚生労働省	横浜市、名古 屋市
広島市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	要介護・要支援認定 期間の一層の弾力化	申請件数の増加に対応するため、要介護5及び要介護4で状態の変化が見込まれ ない被保険者については、更新申請における認定の有効期間を、個々の状態に応じ た判定が可能となるよう、上限を36か月に延長することを求める。	介護保険法施行規則38条、52条	厚生労働省	茨城県、栃木 市、小山市、大 田原市、東京 都、新宿区、横 浜市、厚木市、 新潟市、軽井 沢町、浜松市、 宇部市、宇和 島市、大村市
広島市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	市町村において照会 可能な年金記録の範 囲の拡大	市町村に、法定受託事務及び協力・連携事務の処理に必要な年金情報を見ながら 市民対応が可能なシステム(年金事務所と同様のもの)を設置し、事務の適正化や市 民の満足度向上に繋がるよう、運用の改善を求める。	国民年金法	厚生労働省	湯沢市、川崎 市、厚木市、新 潟市、八幡浜 市

重点候補31

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
広島市 重点候補18	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	児童委員の役割を強化するために民生委員との兼任をできる規定化	民生委員でなくても児童委員になれるよう、法の改正を求める。	児童福祉法第16条	厚生労働省	
広島市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	介護保険事業者に対する検査権限の強化	①介護保険法における、関係医療機関(介護事業を直接行っていないが、介護事業と関係する医療機関)に対する報告徴収・立入検査権限の付与又は②医療法における介護保険事業に関する報告徴収・立入検査権限の付与及び医療法における報告徴収・立入検査により取得した情報閲覧権限の付与を求める。	介護保険法第23条、第76条他 又は、医療法第25条	厚生労働省	宇和島市
広島市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	連携協約を締結した連携中枢都市への地域医療介護総合確保基金の設置権限の移譲	連携中枢都市において地域医療介護総合確保基金を設置できるよう改正を求める。	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条	厚生労働省	
広島市 重点候補16	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	放課後児童支援員の資格要件等の緩和等	1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)第10条第3項に定める「都道府県知事が行う研修」を指定都市が実施できるよう権限移譲を求める。 2 省令附則第2条の経過措置について、平成32年4月1日以降も、例えば「省令第10条3項第1号から第9号の資格を有する者を採用後、1年以内に研修を受講・修了することを予定している者」を含むとするなど、省令を見直すよう求める。 3 省令第10条第5項の併設施設への兼務について、利用児童が帰宅するなど受入時に比べ利用児童数が減少し、他の利用者に支障が無い場合、市町村の判断により、放課後児童支援員を当該施設の専任とせず、2人の放課後児童支援員により、当該施設及び併設される放課後児童クラブを兼務により運営できるよう省令を見直すよう求める。	平成26年厚生労働省令第63号 (放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)第10条及び附則第2条	厚生労働省	新宿区、青梅市、神奈川県、相模原市、長野市、防府市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
徳島県 鳥取県	B 地方 に対する 規制 緩和	環境・衛 生	屋内におけるFCFLへの水素充填を可能とする規制緩和	FCフオークリフトに係る屋内水素ディスペンサー設置基準の緩和を図ること。	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則7条の3	経済産業省	神奈川県
徳島県 大阪府 兵庫県 鳥取県 堺市	B 地方 に対する 規制 緩和	環境・衛 生	FCV及びFCFLへの水素セルフ充填を可能とする規制緩和	FCV及びFCフオークリフトへの水素セルフ充てんを可能とすること。	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則64条	経済産業省	神奈川県、愛知県、大阪市、香川県
徳島県、滋賀県、兵庫県、鳥取県、京都市	B 地方 に対する 規制 緩和	環境・衛 生	「道の駅」等道路空間設置型水素ステーション実現のための規制緩和	「道の駅」等の道路空間に設置する水素ステーションを、道路法第32条第1項第1号の「その他これらに類する工作物」の占用許可対象物件とすること。	道路法32条 道路法施行令第7条	経済産業省、国土交通省	宮城県、長崎県
徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県	B 地方 に対する 規制 緩和	消防・防 災・安全	自主防災組織等への円滑な「避難行動要支援者名簿」の提供のための見直し	地域の支援関係者に対して、平常時においても本人同意や条例の特別の定めを要さずに「避難行動要支援者名簿」の提供が可能となるよう、災害対策基本法の見直しを行うこと。	災害対策基本法第49条の11	内閣府	千葉県、千葉市、八王子市、阿波市、藍住町、つるぎ町、愛媛県、大牟田市、延岡市、小林市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
徳島県 滋賀県 大阪府 和歌山県 鳥取県 堺市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	「子ども・子育て支援交付金補助要綱」の対象経費の明確化	病児・病後児ファミリー・サポート・センターの円滑な設立・運営のため、「子ども・子育て支援交付金」の対象経費を明確化し、「感染症対策に要する経費」についても対象になる旨明記すること。	子ども・子育て支援交付金要綱第3条	内閣府、厚生労働省	倉敷市、鳴門市、北島町、藍住町
徳島県、滋賀県、 和歌山県、鳥取県、堺市 重点候補13	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	病後・病後児ファミリーサポートセンター安定運営のための保育士配置基準の緩和	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することとされているが、保育士の配置基準を緩和し、「看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、専用の講習を受けたファミリー・サポート・センター会員を利用児童1人につき1名以上」の配置も可能とすること。	病児保育事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	長野県、鳴門市
徳島県、滋賀県、 兵庫県、和歌山県、鳥取県	B 地方 に対する規制 緩和	運輸・交通	過疎地域及びそれに類する地域(以下、「過疎地域等」という)における「二次交通」確保のため道路運送法の規制緩和	バス・タクシー等の既存交通事業者が十分に存在しない場合など、一定要件のもと、自家用有償旅客運送の実施主体に地方公共団体の要請を受けた旅館事業者等の民間事業者を加えること。	道路運送法第78条、同法施行令第48,49条	国土交通省	鹿角市、美馬市
徳島県、大阪府、 兵庫県、和歌山県、鳥取県、 京都市、関西広域連合	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文化	6次産業化教育推進のための「専門学科・科目の履修条件」の緩和	6次産業化教育の推進に必要な教育課程を編成するため、高等学校学習指導要領に記載する専門学科における「専門学科・科目の履修条件」を緩和し、「専門教科・科目の履修と同様の成果又は社会の発展に資する相乗効果が期待できる場合」との表現にすること。	学校教育法施行規則(第83条、第84条、第85条、第85条の2) 学習指導要領(第2款1、第3款2(1))	文部科学省	

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
全国知事会	A 権限移譲	産業振興	地域・まちなか商業活性化支援事業費のうち地域商業自立促進事業について事務および権限を都道府県に移譲	地域・まちなか商業活性化支援事業費のうち地域商業自立促進事業について事務および権限を都道府県に移譲	中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項	経済産業省	埼玉県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県
全国知事会	A 権限移譲	産業振興	中小サービス業中核人材の育成支援事業および小規模事業者支援人材育成事業について事務および権限を都道府県に移譲	中小サービス業中核人材の育成支援事業および小規模事業者支援人材育成事業について事務および権限を都道府県に移譲	我が国の若者・女性の活躍推進のための提言 日本再興戦略 “ちいさな企業”成長本部行動計画	経済産業省	埼玉県、鳥取県、徳島県、香川県
南部町、身延町	C A又はBに関連する見直し	教育・文化	子宮頸がんワクチン接種による健康被害者の高等学校における進級及び卒業に対する救済措置について	子宮頸がんワクチン接種による健康被害者の高等学校登校日数不足による進級及び卒業不可への救済措置又は柔軟な対応を求める。すでに文部科学省から通知されているところであるが、被害状況が顕在化したことも踏まえ、改めて、適切な対応を行うよう文科省から重ねて通知するよう求める。	・学校教育法施行規則54条、104条 ・平成25年9月3日文部科学省通知「子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連したと思われる症状により教育活動の制限が生じた生徒への対応について」	文部科学省	長野市、愛媛県
長崎市	B 地方に対する規制緩和	その他	財政融資資金地方資金の借入における借入金利方式の選択可能期限の変更	財政融資資金地方資金の借入における借入金利方式の選択可能期限について、各団体が金利情勢等を考慮し借入時期に選択できるよう見直してほしい。	地方自治法 平成27年度財政融資資金地方長期資金等借入の手引(財務省 福岡財務支局)	財務省	鹿角市、福島県、銚子市、厚木市、東海市、八尾市、大村市、五島市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
湯沢市	B 地方 に対する規制 緩和	運輸・交 通	道路運送法における 登録又は許可を要し ない運送態様の規制 緩和	平成18年9月29日発出の自動車交通局旅客課長から事務連絡、同通知1(3)で、ボランティア活動における送迎行為等を前提に「運送目的、運送主体にかかわらず、自動車の実際の運行に要するガソリン代等のサービス提供を受ける者が支払う場合は、社会通念上、通常は登録を要しないと解される」とある。市町村の事業で、市町村の保有する自動車で行う「地域ボランティア活動やNPO法人・地域住民団体等が行う公共的・公益的活動に伴う送迎等の運行」についても上記の考え方が適用できるよう規制緩和(解釈変更)していただきたい。	道路運送法第78条「自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。」同79条「自家用有償旅客運送」を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。」	国土交通省	—
滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	サテライト型養護老人 ホームの設置基準の 見直し	「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」において、サテライト型養護老人ホームを設置する際の本体施設として、養護老人ホームを追加するよう同基準の見直しをお願いしたい。	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 第12条第6項	厚生労働省	栃木市
重点候補6							
滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	離・退職病理医等の 活用に向けた病理遠 隔診断保険適用対象 の規制緩和	離・退職病理医等が、遠隔病理診断ネットワーク上で病理診断を行う場合に診断料の保険請求が可能となる規制緩和	健康保険法第76条第2項	厚生労働省	
関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	B 地方 に対する規制 緩和	その他	広域連合が地方創生 推進交付金を申請し た場合の取扱いの見 直し	地方創生推進交付金の申請にあたり、関西広域連合についても全国の都道府県と同様に、5事業の申請を可能とするとともに、広域連合が申請した場合に関係地方公共団体が1事業ずつ申請したものとするという取扱いを行わないこと。	地方創生推進交付金制度要綱 平成28年度における地方創生推進 交付金の取扱いについて 地方創生推進交付金に関するQ& A	内閣府	徳島県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	B 地方に対する規制緩和	その他	広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務以外の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。	地方自治法第291条の3	総務省	徳島県
関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	B 地方に対する規制緩和	その他	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しや要請を行ったときは、協議に応じべきことを求める。	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項 第291条の2第4項	総務省	徳島県
関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	広域連合への災害救助法の特別基準決定権限の付与	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、大規模広域災害時における特別基準の決定権限を、関西広域連合にも認めること。	災害救助法施行令第3条	内閣府	徳島県
関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設	「大規模災害からの復興に関する法律」(以下「大規模災害復興法」という。)に定める国の復興基本方針の策定にあたり、広域連合を含む被災自治体の意見を反映させる制度的枠組みの創設を求める。	大規模災害からの復興に関する法律第7条	内閣府	徳島県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
関西広域連合、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	A 権限移譲	消防・防災・安全	関西広域連合への復興方針策定権限の付与	関西広域連合への復興方針策定の権限の付与を求める。	大規模災害からの復興に関する法律第9条	内閣府	徳島県
関西広域連合、(共同提案)京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、大阪市	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	動物取扱責任者研修の見直し(研修回数等の義務付けの廃止等)	自治体を実施している動物取扱責任者研修について、次のような見直しを求める。 ①地方分権の観点から、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえ、自らの判断により研修の実施回数や講義内容を設定可能とする。 ②省令で一律に義務付けられている基本的な項目等については、国が一括して教材を作成・配布することなどにより自治体の負担を軽減させる。	動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項 同法施行規則第10条	環境省	北海道、福島県、いわき市、千葉県、新潟県、長野県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、北九州市
豊田市	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	協議により道路管理者が自発的に規制標示の管理(修繕行為等)を行えるようにする規制緩和	規制標示の管理権限(修繕行為)について、都道府県公安委員会との協議により規制標示の修繕を可能とする。	道路交通法第四条第一項 地方財政法第二十八条の二 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令	警察庁、総務省	大田原市、茂原市、厚木市、徳島県、久留米市
豊田市 重点候補29	B 地方に対する規制緩和	その他	法令及び事務処理要領に定める通知カードの券面事項の住所変更追記事務の廃止	住所変更による券面事項の追記は不要に改正する。(事務処理要領の改正)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第5項 通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第2-3(2)	内閣府、総務省	いわき市、川越市、所沢市、桶川市、銚子市、柏市、八王子市、新宿区、文京区、練馬区、川崎市、松本市、東海市、尾張旭市、津市、大阪市、高槻市、広島市、宇部市、下松市、山陽小野田市、八幡浜市、北九州市、大牟田市、久留米市、大分市、中津市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
豊田市	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	区画整理事業における 筆界特定制度の活 用に関する規制緩和	区画整理法における換地処分に関して、特例として自治体を筆界特定制度の申請人 とできるよう申請人の範囲を広げ、制度を活用しやすくする。	区画整理法第107条 不動産登記法第131条	法務省、国土交通省	小山市、埼玉 県、日高市
九州地方知事 会	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	沿岸漁業改善資金の 金融機関による転貸 融資方式の追加、転 貸融資の場合の機関 保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金 融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基 金協会による保証の対象とする。	沿岸漁業改善資金助成法第6条第 1項、 中小漁業融資保証法第4条	農林水産省	青森県、岩手 県、神奈川県、 新潟県、徳島 県
豊田市	B 地方 に対する 規制 緩和	土木・建 築	耐火構造の1階部分 を造ることにより上階 の木造化を可能とす る規制緩和	木造による校舎の普及を加速するため、1階と階段室等の部分を鉄筋コンクリート造 の耐火建築物とし、2階及び3階を木造(耐火構造及び準耐火構造以外)とすること で、市場に流通している一般的な寸法(柱材 120角 長さ4m等)の木材を使い設計 施工をする。	建築基準法第27条 公共建築物等における木材の利用 の促進に関する法律第4条	国土交通省	—
指定都市市長 会	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	都市計画の輕易の見 直しの拡大	都市計画の輕易な変更について、都市計画法施行規則第13条の2に、一般廃棄物処 理施設の廃止等の新規事項を追加	都市計画法第19条3項 都市計画法施行令第14条3号 都市計画法施行規則第13条の2	国土交通省	宇和島市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
指定都市市長会 重点候補1	B 地方 に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき取得した土地は、同法第9条各号に基づく利用しか出来ない義務付けの緩和	法第9条第2項の後に、「ただし、前各号の事業の完了、変更または廃止により取得した際の目的を失った(果たした)と認められる土地については、この限りでない。」とし、売却を含めた別の利用を認めること。(少なくとも市が総合計画等に位置付けた施策を実現するにあたり、必要だと認める場合には、売却等の対応ができるようにすること。)	公有地の拡大の推進に関する法律第9条	国土交通省	—
指定都市市長会 重点候補24	B 地方 に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護費と返還金の調整	生活保護法(以下「法」という。)第63条に基づき生じる債権の非免責化については、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針で、今後検討を行い必要な措置を講ずるとされているが、公的扶助を適切に運用する観点から、法第63条による返還金について、法78条による徴収金と同様に被保護者から申出があった場合、保護費と調整をすることが出来るなど早期に法改正を検討し、適切な措置を講ずること。	生活保護法第63条	厚生労働省	旭川市、川崎市、秩父市、千葉県、新宿区、青梅市、横浜市、浜松市、安曇野市、春日井市、刈谷市、滋賀県、城陽市、茨木市、八尾市、寝屋川市、加古川市、西条市、長崎市、雲仙市、大村市、大分県
指定都市市長会 重点候補26	B 地方 に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	駐車場出入口設置に係る規制緩和	駐車場出入口設置に係る規制緩和	駐車場法施行令第7条第2項	国土交通省	新宿区
特別区長会 重点候補12	B 地方 に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等における食事提供の特例に関する搬入施設の緩和	家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、搬入施設の制限を緩和し、現に幼稚園等へ搬入を実施して園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者も利用できるようにする。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第16条第2項	内閣府、厚生労働省	いわき市、神奈川県、高知県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
特別区長会 重点候補12	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	家庭的保育事業等 の連携施設に関する 規定の要件緩和	待機児童の生じている自治体において、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができる経過措置期間(平成32年3月31日まで)を「当分の間」とする。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)第1条第30号及び別表第2	内閣府、厚生労働省	文京区、多摩市、神奈川県、横浜市、尾張旭市、京都市、八女市、大分市
特別区長会	B 地方 に対する規制 緩和	その他	郵便等による不在者投票の対象者の範囲拡大	郵便等による不在者投票の範囲を「要介護4」まで拡大するよう関係法令を改正すること	公職選挙法第49条第2項、同施行令第59条の2	総務省	栃木市、新宿区、伊豆の国市、防府市、石狩市、宮古市
特別区長会 重点候補5	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	「特別養護老人ホーム」と「障害者向けのグループホーム」の合築に関する規制緩和	区では「特別養護老人ホーム」や「障害者向けグループホーム」の整備が喫緊の課題であるが、用地に限りがあるため十分に進んでいない。そのため用地を有効活用し、同一建物の別フロアに「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」を合築することを検討している。(両者は独立した社会資源であり共有部分は持たない)しかし現行の厚生労働省令等では、「施設」と同一の建物の中に「障害者グループホーム」を合築することは認められていない。合築を可能とするため、この点について省令基準の規制緩和を要望する。	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第210条第1項および「東京都指定障害者サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第196条1項	厚生労働省	茅ヶ崎市、門真市、広島市
特別区長会	B 地方 に対する規制 緩和	その他	戸籍事務の窓口業務における「公権力の行使」に当たる業務の取扱いの見直し	戸籍事務の窓口業務に関して、真に自治体職員が行わなければならない業務の範囲を明確にするとともに、民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について、実務を鑑みて、その取扱いの見直し・拡大を検討すること	戸籍事務を民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲について(平成25年3月28日付法務省民一第317号 法務省民事局民事第一課長通知)	総務省、法務省	小山市、安曇野市、津市、久留米市、五島市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
特別区長会	B 地方 に対する規制 緩和	その他	窓口業務の民間事業者への委託に係る適切な実施方法の検討	窓口業務を民間事業者へ委託する際、業務実施方法によっては「偽装請負」と見なされる場合がある。そのため、具体の実務に即した整理を行い、必要な措置を講ずること	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	総務省、厚生労働省	小山市、柏市、安曇野市、津市、五島市
池田市	B 地方 に対する規制 緩和	運輸・交通	補助金を用いて設けられた施設の、当初目的以外の活用についての補助金国庫納付免除(「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」で設けられた共同利用施設)	補助金を用いて設けられた施設で補助事業の完了後10年を経過したものについて、目的外使用、譲渡、貸付等を行う場合に、国庫補助金相当額の範囲内で、一定の国庫納付を求められているものについて、当該国庫納付を免除する。	補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律第22条 同施行令14条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第6条 同法律施行令第5条 一般住民の学習等の用に供するための施設に係る補助の額を定める告示 教育施設等騒音防止対策事業費補助金交付要綱 航空局所管国庫補助事業に係る財産処分承認基準	国土交通省	—
池田市	B 地方 に対する規制 緩和	その他	財政融資資金における起債前貸制度の変更	財政融資資金における起債前貸制度について、事業完了までの間のつなぎ資金として事業進捗の円滑化を図るために設けられた制度であるが、年度ごとに出来高に応じた貸付制度(起債前貸ではなく本貸として)に変更する。	財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第26条	財務省	福島県、銚子市、厚木市、東海市、大阪市、八尾市、羽曳野市、伊丹市、五島市、朝倉市、大村市、延岡市
池田市	B 地方 に対する規制 緩和	その他	財政融資資金における貸付期限の変更	財政融資資金の普通地方長期資金の貸付けにおいて、明許繰越する事業に係るもの(以下、「補正繰越分」という)については、繰越年度の5月末日まで借り入れることができるよう制度を変更する。	財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第28条	財務省	小樽市、鹿角市、福島県、茨城県、銚子市、厚木市、三条市、上越市、東海市、八尾市、羽曳野市、伊丹市、徳島市、大牟田市、五島市、朝倉市、大村市、延岡市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
箕面市 重点候補10	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	子ども・子育て支援新 制度下における認定 こども園の保育短時 間制度の廃止につい て	認定こども園入園児童の保護者の保育必要時間等に応じて、市町村が決定を行うこととされている「保育標準時間」「保育短時間」のうち、「保育短時間」を廃止する。	子ども・子育て支援法第20条第3項	内閣府、厚生労働省	秋田県、郡山市、多摩市、長岡市、瑞穂市、浜松市、磐田市、八尾市、宇和島市、福岡市、八女市、筑紫野市、大分市、石狩市
守谷市	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	区域外給水の事務手 続きの簡素化	市境における1件の需要者から給水依頼を受けた時、その敷地が給水を受ける側の市町村道に接していない場合、水道法の手続きとして、①水道用水供給事業認可取得と条例制定②水道事業の事業認可変更の届出(拡張)及び事業の休止又は廃止(縮小)の許可及び給水区域変更のための条例改正③給水を受ける事業者が、給水する側の事業者の道路に配水管を埋設して給水をする事等が必要となる。しかし、市外の1件の給水のために、事業認可の取得や条例改正、配水管整備等を実施することは、水道事業者にとって事務負担や費用負担が大きくなり、また迅速な水道サービスの提供ができない。そのため、給水戸数や給水量が現事業認可の水需要予測を超えない場合には、特例措置を設け、迅速な水道サービスの提供と事務簡素化を図れるよう求める。	水道法第26条	厚生労働省	
和歌山県 滋賀県、大阪 府、兵庫県、 鳥取県、徳島 県、堺市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	保育所の人員配置基 準の「参酌すべき基 準」への見直し	厚生労働省令において規定されている保育所の人員配置基準を、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直す	児童福祉法第45条、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条	厚生労働省	東京都、長野県、宇和島市
神奈川県	B 地方 に対する規制 緩和	その他	個人住民税の寄附金 税額控除対象NPO法 人の条例による指定 方法の見直し	国の認定においては、公示により随時に指定又は変更といった対応をしていることから、県の指定に際しても、認定と同様に条例記載事項の簡素化などを含め、手続きの見直しを行うことで、より機動的な制度とする。	地方税法	内閣府、総務省	青森県、埼玉県、横浜市、滋賀県、徳島県、熊本県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
広島県 中国地方知事会 宮城県 三重県	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	保育士登録の取り消しに係る国関係機関からの円滑な情報提供	児童福祉法第18条の19等の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者等については、保育士登録を取り消し、その者に通知の上、保育士登録証を返納させることとなっている。 しかし、刑の確定情報が速やかに提供されなければ、適切に保育士登録の取り消し等の事務ができない。 このため、国の関係機関からの円滑な情報提供に係る仕組みの構築を求める。	児童福祉法第18条の5及び19 児童福祉法施行令第19条 児童福祉法施行規則第6条の35	法務省、厚生労働省	神奈川県、鳥取県、徳島県
広島県、中国 地方知事会、 宮城県	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	地域がん診療連携拠点病院の指定要件の緩和及び外来放射線治療加算対象の追加	医療機能の分化・連携を促進し、地域において質の高く効率的な医療提供体制を確保するため、施設単位の基準である地域がん診療連携拠点病院の指定要件を、連携する病院群等の単位で基準を満たした場合でも認められるよう、要件の弾力化を求める。 また、病院群として地域がん診療連携拠点病院の指定を受けた場合も、他院入院患者の外来放射線治療加算が認められるよう求める。	「がん診療連携拠点病院の整備について」(厚生労働省健康局長通知)(平成26年1月10日) 「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)	厚生労働省	広島市
大阪府、滋賀 県、京都府、 兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県、 京都市 重点候補23	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用	公営住宅の管理業務において、業務を指定管理者に委託している場合、指定管理者がマイナンバーに係る情報提供ネットワークシステムに接続された端末での情報照会が可能となるよう制度改正を求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン	内閣府、総務省、国土交通省	北海道、神奈川県、八尾市、愛媛県、大牟田市
大阪府、滋賀 県、兵庫県、 和歌山県、鳥 取県、徳島 県、関西広域 連合	A 権限 移譲	医療・福 祉	認定こども園(幼保連携型以外)の認定権限の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に、中核市にも移譲する。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条、第4条、第7条、第8条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	北海道、秋田県、神奈川県、長野県、京都府、高知県、沖縄県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を経由する義務付けの廃止	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を経由する義務付けを廃止すること	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	国土交通省	岩手県、埼玉県、兵庫県、鳥取県、香川県
九州地方知事会	A 権限移譲	その他	地方公共団体が所有する長期利用財産の処分に関する事務の簡素化	国庫補助事業で取得した施設の有効活用や事務の簡素化のため、地方公共団体が所有する長期利用財産に係る財産処分の手続の簡素化、具体的には地域活性化との関連や報告の確認に関しては県が行い、国への年度毎の事案の報告のみ行うこととする。	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け農林水産省大臣官房経理課長通知)	農林水産省	鳥取県、新居浜市
九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	その他	国庫補助事業における事業主体の法人化に伴う財産処分申請の簡素化	集落営農組織や個別経営体の法人化の推進は国の施策とも合致しており、事業の目的や効果に何ら影響を与えるものではないことから、経営体の法人化に伴う財産処分申請については、都道府県への事前届出制とし、国へは県からの事後報告とする。 ※強い農業づくり交付金の事務取扱における合併JAに対応した移管届(別記様式第9号)に準じた対応を想定	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け農林水産省大臣官房経理課長通知)	農林水産省	—
九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における条例事務の情報連携要件の見直し(不妊治療費助成関係事務のマイナンバー利用対象化)	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求めるためには、準ずる法定事務と趣旨又は目的が同一であることが求められている。 独自利用事務である不妊治療の助成に係る事務は、現在個人情報保護委員会が公表している事務の中で、類似している事務があるかどうかの判断が難しい。 そこで、個人情報保護委員会が規則で定める要件を緩和し、不妊治療の助成に係る事務においてもマイナンバーの利用を可能とすることを求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第3条	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省	茨城町、京都府、生駒市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
九州地方知事会 重点候補21	B 地方 に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できる特定個人情報、準ずる法定事務と同一の項目に限定されている。 そのため、独自利用事務において照会する情報について、現在独自利用事務で添付を求めている書類と、法定事務で求めている書類が同じである場合(どちらも所得・税額証明書の添付を求めている場合等)は、当該書類に記載されている必要な項目をすべて照会できるように見直しを求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	京都府、京都市、加古川市、鳥取県、島根県、大村市、大分県
九州地方知事会 重点候補22	B 地方 に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施	マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会できる特定個人情報は、番号法別表第二に規定されている特定個人情報に制限されている。 番号法別表第二では、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の情報、生活保護の実施情報を照会できるように規定されているが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳の情報や外国人保護の情報は規定されていない。 地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護の情報も必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるように求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省	千葉県、静岡県、浜松市、京都市、島根県、岡山県、広島市、宮崎県
九州地方知事会 重点候補23	B 地方 に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備	マイナンバー制度において、情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用するためには、中間サーバー(SV)が必要となる。 中間SVについて、地方公共団体の首長部局、教育委員会向けのソフトウェアは、総務省において一括して開発されているが、公営住宅の管理代行者向けのソフトウェアの開発は進められていない。 管理代行者に地方公共団体向けの中間SVを経由した、情報提供NWSの利用を認めるよう求めるもの。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、総務省、国土交通省	—
九州地方知事会 重点候補22	B 地方 に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 加えて、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、データ標準レイアウトの改善を求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第31条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入院患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院患者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について(平成7年6月16日厚生省発健医第189号厚生省事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	神奈川県、静岡県、京都市、兵庫県、島根県、高知県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	北海道
九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	北海道

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					

(2) 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案 (33件)

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
愛知県、岐阜県、三重県、長野県、静岡県	B 地方に対する規制緩和	産業振興	総合特区推進調整費の支援期間の延長	総合特区推進調整費による支援期間は、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているが、計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても引き続き、調整費を活用できるよう、支援期間を延長すること。	「総合特区推進調整費の用途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)	内閣府	茨城県、神奈川県、横浜市、川崎市、徳島県、宮崎県
海田町	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認可保育所の耐震化にかかる補助制度の設立	宗教法人が運営する認可保育所の耐震化にかかる補助制度の設立	保育所等整備交付金交付要綱	厚生労働省	京都市、東温市、八女市
奈良県	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)の要件の緩和	河川内の堆積土砂の撤去工事を大規模に行う場合は、「河道掘削」と同様に「改良工事」に該当するものとして防災・安全交付金の補助対象とすること。	社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省	山形県、春日部市、神奈川県、静岡県、滋賀県、京都府、京都市、兵庫県、広島県、福岡市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
奈良県	B 地方 に対する規制 緩和	農業・農地	農山漁村振興交付金の補助対象の追加	散策道整備(自転車も通行出来るように整備)を行う場合の用地・補償費を農山漁村振興交付金の補助対象に追加すること。	農山漁村振興交付金実施要綱、要領	農林水産省	京都市
長岡市	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	災害救助法の要件緩和(住宅応急修理における年齢・所得要件の廃止及び基準額等の拡大)	大規模災害時における住宅の応急修理について、所得制限や年齢要件を廃止する。また、現在の基準額では1回の修理で全て完了しないため、基準額の増額と、修理対象範囲を、6畳を超える量、内装などについても拡大することを求める。	災害救助法第4条第1項第6号 災害救助法施行令第3条 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 (内閣府告示第228号)	内閣府	いわき市、茨城県、小山市、日高市、茂原市、上越市、安曇野市、伊豆の国市、滋賀県、宇和島市、西条市
長岡市	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	被災者生活再建支援法の改善	被災者生活再建支援法第3条の被災者生活再建支援金について、全壊、大規模半壊などの区分でなく、損傷割合が上がるにつれて、支援額が緩やかに高くなるような制度に改正することを求める。	被災者生活再建支援法第3条	内閣府	小山市、日高市、上越市、安曇野市、愛媛県
長野県	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	災害公営住宅の適用要件の緩和	市町村が行う被災者向け公営住宅整備における災害公営住宅の適用要件(全国一律の滅失戸数)について、被災の状況や財政力など自治体の実情に応じた基準となるように要件緩和を行う。	公営住宅法第8条第1項	国土交通省	茅ヶ崎市、上越市、奈良県、鳥取県、西条市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、長野県	B 地方に対する規制緩和	産業振興	総合特別区域計画に定めた、事業の推進を図るため、総合特区推進調整費の支援期間の延長	総合特区推進調整費による支援期間は、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているが、計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても引き続き、調整費を活用できるよう、支援期間を延長すること。	「総合特区推進調整費の用途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)	内閣府	茨城県、神奈川県、横浜市、川崎市、徳島県、宮崎県
愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和	農業・農村の有する多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の維持・発揮を図るための日本型直接支払制度においては、高齢者等の参加を促進し、地域の共同活動と農業生産活動の継続を推進するため、事業実施期間(現行5年)については、5年以内で柔軟に設定できるようにすること。また、人口減少や高齢化により実施期間内に事業の一部が継続できなくなった場合に、事業開始(認定)年度にまで遡及される返還義務を、活動実績が確認できる年度分については、返還を免除すること。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要領第1の4(1)、中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の1(1)、2(1)及び(2)、第9、多面的機能支払交付金実施要領第9の1(1)、2	農林水産省	山形県、福島県、郡山市、いわき市、埼玉県、上越市、長野県、滋賀県、島根県、広島市、竹原市、山陽小野田市、徳島県、香川県、高知県、宗像市
愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	多面的機能支払交付金における返還免除要件の見直し	農業・農業用水路等の保全を目的とした多面的機能支払交付金では、その取組(農地法面の草刈り、水路の泥上げなど)を維持・継続するため、地域での人口減少や高齢化の現状を踏まえ、返還免除の要件において、中山間地域等直接支払制度と同様に、農業者の病気や高齢等の要件を加えること。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要領第1の15(1)	農林水産省	福島県、いわき市、埼玉県、上越市、島根県、広島市、竹原市、徳島県、香川県、新居浜市、高知県、大牟田市、宗像市
愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	中山間地域等直接支払制度における返還免除要件の緩和	事業の一部が継続できなくなった場合に集落全体に及ぶ返還義務について、高齢者が参加しやすいよう、多面的機能支払交付金と同様に、廃作部分(個人部分)のみとし、中山間地域への移住促進や、担い手への農地集積・集約の円滑化を妨げることのないよう、協定からの農地除外の免責事由を拡大すること。	中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3(2)、4(1)、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第8の3(2)、第9の1(1)	農林水産省	山形県、郡山市、いわき市、安曇野市、浜松市、滋賀県、広島市、竹原市、徳島県、徳島市、香川県、新居浜市、高知県、宗像市、雲仙市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
宮崎県	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	地域医療介護総合 確保基金の地域の事 情に応じた柔軟な活 用について	地域医療介護総合確保基金 管理運営要領に規定される対象事業メニューの限定 列挙の廃止	地域における医療及び介護の総 合的な確保の促進に関する法律第 4条「都道府県計画」	厚生労働省	福島県、いわ き市、茨城県、 栃木市、千葉 県、東京都、神 奈川県、横浜 市、山梨県、静 岡県、名古屋 市、兵庫県、奈 良県、鳥取県、 広島県
姫路市	B 地方 に対する規制 緩和	運輸・交 通	地域公共交通確保維 持改善事業費補助金 (離島航路運営費補 助金)の要件緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱において、離島航路運営費補助 金の交付要件として一航路につき唯一の事業者が運航するものに限定されていま す。二以上の複数事業者が競合する場合においても補助金の交付対象となるよう制度 の緩和を要望します。	地域公共交通確保維持改善事業費 補助金交付要綱第29条第2項	国土交通省	愛媛県
宮城県	B 地方 に対する規制 緩和	農業・農 地	産地パワーアップ事 業について地域の特 性に応じた弾力的な 運用	産地パワーアップ事業について、地域の実情を踏まえ作物別・地域別や、産地の発展 段階(これから産地化を目指す地区、既に産地化されているが更なる強化を図る地区 など)に応じた成果目標を設定できるよう、弾力的な運用をすること	産地パワーアップ事業実施要綱・実 施要領	農林水産省	秋田県、いわ き市、新潟県、 安曇野市、鳥 取県、島根県、 徳島県、愛媛 県、雲仙市、熊 本県、沖縄県
宮城県	B 地方 に対する規制 緩和	農業・農 地	産地パワーアップ事 業について事業実施 主体の市町村等への 拡大	産地パワーアップ事業について、市町村等が主体性を持って事業に取り組むことがで きるよう、実施要綱・要領等に市町村等が事業実施主体となることを明記すること	産地パワーアップ事業実施要綱・実 施要領	農林水産省	神奈川県、京 都府、鳥取県、 長崎県、沖縄 県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
宮城県	B 地方 に対する規制 緩和	農業・農地	TPP関連対策に係る補助事業の一元化	TPP関連対策に係る国庫補助事業について、これまで予算措置された事業(産地パワーアップ事業、強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業等)を一元化するとともに、今後予算措置される事業においても一元化するよう努めること	産地パワーアップ事業実施要綱・実施要領、強い農業づくり交付金実施要綱・実施要領、農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱・実施要領	農林水産省	岩手県、京都府、兵庫県、雲南市、沖縄県
熊本県	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建築	がけ地近接等危険住宅移転事業の対象要件の緩和	社会資本整備総合交付金のうちがけ地近接等危険住宅移転事業の建設助成費について、対象が「危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む)」となっており、中古住宅(空家等)を購入してリフォームする場合も交付対象なるよう要件の緩和を求める。	社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省	山形県、京都府
鳥取県、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、京都市	B 地方 に対する規制 緩和	農業・農地	新規就農者の拡大支援(青年就農給付金準備型の要件緩和)	親元就農者が就農後5年以内に農地等の所有権移転をしなくとも農業経営主、かつ認定農業者になれば、給付金の返還は不要とする。	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(別記1)第5 1(1)イ及び(4)イ(ウ)	農林水産省	岩手県、千葉県、島根県、香川県、愛媛県、高知県、大分市、長崎県、宮崎県、
鳥取県、関西広域連合、滋賀県、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、京都市、堺市	B 地方 に対する規制 緩和	農業・農地	新規就農者の拡大支援(青年就農給付金経営開始型の要件緩和)	親族から貸借した農地が、給付期間中に所有権移転や第三者からの貸借等により給付対象者の経営面積の1/2未満になれば、給付金の返還は不要とする。	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(別記1)第5 2(1)イ(ア)及び(4)ウ	農林水産省	岩手県、千葉県、安曇野市、浜松市、島根県、香川県、愛媛県、大分市、長崎県、五島市、大分市、宮崎県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助対象の明確化)	文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助対象の明確化)	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項等	文部科学省	岩手県、桶川市、静岡県、八幡市、羽曳野市、徳島市、松山市、大牟田市、久留米市、長崎県、五島市
京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	強い農業づくり交付金の採択基準方法の見直し	成果目標に対する現況値のポイント及び達成すべき成果目標のポイントについて、事業実施主体のこれまでの先進的な取組についても、適正な評価が与えられる仕組みとするように求める	強い農業づくり交付金の配分基準について(平成17年4月1日16生産第8451号通知)	農林水産省	岩手県、新潟県、愛知県、愛媛県、雲仙市
京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	水道施設耐震化のための「生活基盤施設耐震化等交付金」に係る補助対象の拡大	水道施設耐震化のための「生活基盤施設耐震化等交付金」について、水道施設の耐震診断及び自家発電設備の設置を補助対象に追加	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱	厚生労働省	山形県、茨城県、八尾市、山口県、長崎県、宮崎県、延岡市
京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金【介護】の要件緩和	地域医療介護総合確保基金【介護】の要件緩和	地域医療介護総合確保促進法	厚生労働省	福島県、栃木市、千葉県、神奈川県、横浜市、静岡県、名古屋市、奈良県、広島県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	その他	総合特区推進調整費の支援期間の延長	【総合特区推進調整費による支援期間の延長】 総合特別区域計画に定めた、事業の推進を図るため、総合特区推進調整費の支援期間(当該総合特区にかかる最初の計画の認定から5年以内に限り)の延長	・総合特別区域法第12条及び第35条、同法附則第2条 ・総合特区推進調整費の用途等に関する基準について(平成27年1月13日一部変更 府地活第9号)	内閣府	茨城県、神奈川県、横浜市、川崎市、宮崎県
兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育体制強化事業の実施主体に関する要件緩和	保育体制強化事業の実施主体を、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村から、保育人材が不足している市町村に緩和すること。	保育体制強化事業実施要綱 待機児童解消加速プラン実施方針	厚生労働省	秋田県、長野県、浜松市、島根県
兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	被災者生活再建支援制度についての支援対象の拡大	市町村域をまたがる災害が発生した場合、基準に満たない市町村の被災者は支援金の対象とならないことから、一連の災害であれば全ての被災団体を支援するよう対象を拡大	被災者生活再建支援法第2条第2号 被災者生活再建支援法施行令第1条	内閣府	岩手県、新潟県、上越市、伊豆の国市、奈良県、愛媛県、宇和島市、高知県
関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	新規就農者の拡大支援(青年就農給付金の要件緩和)	親族から貸借した農地が、給付期間中に、所有権移転や第三者からの貸借等により給付対象者の経営面積の2分の1未満になれば、給付金の返還は不要とする。	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱 (別記1)第5 2(1)イ(ア)及び(4)ウ	農林水産省	岩手県、茨城県、千葉県、浜松市、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、五島市、熊本県、宮崎県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童クラブ室等の整備に関する補助条件の見直し	児童クラブ室等の施設整備に対する補助事業において、施設の新設等により安価で余裕教室の活用ができるまでの間、リース方式による整備を対象に含めるよう補助条件を見直すこと。	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」(平成27年府子本第204号) 「放課後児童健全育成事業」の実施について」(平成27年雇児発0521第8号) 子ども・子育て支援交付金交付要綱 	内閣府、厚生労働省	柏市、長野市、東海市、門真市、倉敷市、宇部市、大分市
指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童福祉施設など民間社会福祉施設の耐震化の促進(保育所等整備交付金の対象拡大)	宗教法人立等であっても、社会福祉法人立等と同じく、子ども・子育て支援の一翼を担っていることに違いはないことから、宗教法人等が設置する保育所等についても補助対象に加えるよう、要件緩和を求めるもの。	保育所等整備交付金交付要綱	厚生労働省	浜松市、東温市、八女市、大分市
特別区長会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等の連携施設に関する規定の要件緩和	待機児童の生じている自治体において、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができる経過措置(平成32年3月31日まで)が適用される事業者に対して行っている公定価格の減額を廃止、または経過措置の対象から卒園児受入れ要件を除外する。	<p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条</p> <p>特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)第1条第30号及び別表第2</p>	内閣府、厚生労働省	文京区、青梅市、神奈川県、横浜市、尾張旭市、京都市、八女市、大分市
高知県	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	消防防災施設整備費補助金に係る補助メニューの拡大	消防防災施設整備費補助金に下記の補助メニューを追加 ①耐震性の無い防火水槽の耐震補強 ②河川や水路を活用した消防取水施設の整備	消防防災施設整備費補助金交付要綱	総務省	横浜市、長野県、静岡県、福沢市、兵庫県、徳島市、宇和島市、北九州市、雲仙市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	産業振興	総合特区推進調整費による支援期間の延長	地域の実情に応じた総合特別区域計画に定めた事業の推進を図るため、総合特区推進調整費の支援期間(当該総合特区にかかる最初の計画の認定から5年以内に限る)を延長すること	総合特別区域法第12条及び第35条、同法附則第2条 総合特区推進調整費の用途等に関する基準について(平成27年1月13日一部変更 府地活第9号)	内閣府	茨城県、神奈川県、横浜市、川崎市、宮崎県
九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	消費・安全対策交付金の実施要領の交付対象要件等の緩和	死亡牛のBSE検査や適正処理を将来にわたり円滑に進め、国内におけるBSEの監視体制を維持するためにも、 ①消費・安全対策交付金の実施要領第7の施設整備等の一般的基準において、BSE検査に係る関連施設に限り、補修費及び既存施設の更新も交付対象とすること。 ②消費・安全対策交付金の中の食料安全保障確立対策整備交付金の対象施設に、死亡牛のBSE検査実施後に、死亡牛を適正に処理するために必要な関連施設である化製場に整備された牛処理専用ラインを含めるとともに、当該施設の整備等に関し、設置する団体を事業実施主体に加えること。	消費・安全対策交付金実施要領第7の5、6 消費・安全対策交付金実施要領別表1の2	農林水産省	北海道、福島県、静岡県、京都府、鳥取県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (45件)

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
松原市	A 権限移譲	土地利用(農地除く)	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	都市計画法第15条第1項	国土交通省	倉敷市、徳島市
松原市	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	開発許可に係る技術的細目の条例委任	開発許可の技術的細目は、都市計画法第33条第2項及び同法施行令第25条で法定されているが、地域の実情に合った公共施設等の整備を行うことができるよう、同法施行令第25条に定める基準を市へ条例委任する。	都市計画法第33条第2項 都市計画法施行令第25条	国土交通省	上越市、長崎県
東広島市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	基準病床数制度の見直しについて	国権限による全国一律の基準病床数の算定方法を都道府県が地域の実情に応じ、独自で加減算できるよう求める。	・医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項、第4項及び第5項 ・医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の2 ・医療法施行規則第30条の30及び第30条の31	厚生労働省	茨城県、埼玉県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
野迫川村	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	中学校教職員定数の 緩和	中学校の教科担任制を維持するために必要な教職員の確保	・公立義務教育諸学校の学級編制 及び教職員定数の標準に関する法 律第6条 ・教育基本法第4条 ・へき地教育振興法第4条第2項	文部科学省	北海道、京都 市、寝屋川市、 徳島県
愛知県	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	高等学校等就学支援 金に係る支給期間の 要件緩和	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月(定時制等の場合は48月)とされていることから、長期療養などやむを得ない理由により対象者が留年した場合には、同制度による支援が受けられないため、個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう、要件を緩和すること。	高等学校等就学支援金の支給に関 する法律第3条第2項第2号 高等学校等就学支援金の支給に関 する法律施行令第2条 高等学校等就学支援金の支給に関 する法律施行規則第2条	文部科学省	北海道、青森 県、岩手県、秋 田県、静岡県、 滋賀県、京都 府、奈良県、島 根県、岡山県、 愛媛県、長崎 県、宮崎県、沖 縄県
長岡市	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	学校栄養教諭等の標 準定数の拡大	公立義務教育諸学校における栄養教諭並びに学校栄養職員(栄養教諭等)の定数の標準について 【現行の法律】 学校給食単独実施校のうち、児童生徒数が550人以上の学校は1校に1名の配置、549人以下の学校は4校に1名の配置 【求める措置】 学校給食単独実施校のうち、児童生徒数が420人以上の学校は1校に1名の配置とし、419人以下の学校は2校に1名の配置とする。 (共同調理場については現行通り)	公立義務教育諸学校の学級編成及び 教職員定数の標準に関する法律 第8条の2	文部科学省	旭川市、小山 市、桶川市、平 塚市、上越市、 浜松市、京都 市、寝屋川市、 徳島県、大牟 田市、長崎県、 大村市、宮崎 県
長岡市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	認定こども園施設整 備に係る交付要綱の 1本化	認定こども園は、H27年度より法的に単一の施設となり、施設基準も一体化されたことに伴い、施設整備に係る交付要綱も1本化していただきたい。	(保育所等整備 交付金) 児童福祉法第56 条の4の3 保育所等整備交 付金交付要綱 (認定こども園施 設整備交付金) 認定こども園施 設整備交付金交 付要綱	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	旭川市、石狩 市、福島県、柏 市、神奈川県、 三田市、長野 県、各務原市、 瑞穂市、浜松 市、滋賀県、八 尾市、倉敷市、 防府市、徳島 県、徳島市、宇 和島市、大分 市、沖縄県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
埼玉県	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	土地利用審査会の国 土利用計画審議会へ の整理・統合	国土利用計画法第39条により義務付けられている土地利用審査会の設置を不要とし、同法第38条に基づく国土利用計画審議会に整理・統合する。 なお、土地利用審査会では法律実務者(弁護士)が任命されている一方、国土利用計画審議会では任命されていない。この点については、国土利用計画審議会委員に法律実務者を新たに任命することで対応可能である。	国土利用計画法第39条	国土交通省	岩手県、茨城県、京都府、山口県、香川県、福岡県、宮崎県、沖縄県
岡山県	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域森林計画の樹立 又は変更に係る農林 水産大臣への協議及 び同意の取得の義務 づけの廃止	地域森林計画の樹立又は変更に当たり、農林水産大臣への協議及び同意取得が義務づけられているが、これを廃止し、計画内容の届出とする。	森林法第6条第5項	農林水産省	鳥取県、徳島県
長野県	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	介護職員処遇改善加 算の対象サービス(職 種)の拡大	当該加算の非算定サービス(職種)を撤廃する。 (非対象サービス) (介護予防)訪問看護 (介護予防)訪問リハビリテーション (介護予防)福祉用具貸与 特定(介護予防)福祉用具販売 (介護予防)居宅療養管理指導 居宅介護支援 介護予防支援	・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(12.2.10厚生労働省告示第19号) ・介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(27.3.3.31老発0331第34号)	厚生労働省	岩手県、栃木市、軽井沢町、名古屋市、京都府、島根県、高知県、大村市、宮崎県
愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	B 地方 に対する規制 緩和	農業・農 地	国営土地改良事業等 受益地の農用地区域 からの除外に関する 規制の見直し	長期にわたる大規模な事業で、部分的に工事が完了して効果が発現した受益地については、地域の実態に合った土地利用を進めるため、農用地区域からの除外に係る起算を「実際上の受益効果を発生させた工事が完了した日の属する年度の翌年度」とすること。	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号、同法施行令第9条、 農林水産省構造改善局長通知「農業振興地域制度に関するガイドライン」	農林水産省	埼玉県、岡山県、徳島県、久留米市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
栃木県	A 権限移譲	土地利用(農地除く)	森林法第25条1号～3号保安林の解除権限の知事への移譲	地方公共団体等が実施する公共事業に伴う、森林法令第3条の3に規定されている規模未満の森林法第25条1号～3号保安林の解除に係る権限について、知事に移譲すべき	森林法第26条	農林水産省	鳥取県
姫路市	B 地方に対する規制緩和	その他	公債権等に係る滞納者情報の共有化	地方自治法第240条の「債権」について、次のいずれかの措置を希望する。①地方自治法第240条に条項を追加する改正を行い、同条第2項又は第3項の事務を行うにあたり、当該団体が地方税に関する事務によって取得した情報を活用できる旨を明文化する。②地方税法第22条に但し書きを加える改正を行い、同条の「秘密を漏らし、又は窃用した場合」とする規定については、秘密とされる情報を地方自治法第240条第2項又は第3項の事務を行うに当たり必要な範囲内で活用する場合に限り、適用されない旨を明文化する。	・地方税法第22条 ・地方自治法第240条第2項及び第3項 ・地方公務員法第34条	総務省	北海道、柏市、江戸川区、八王子市、上越市、安曇野市、茨木市、八尾市、寝屋川市、加古川市、徳島県、八幡浜市、新居浜市、西条市、東温市、高知県、大村市、延岡市、
熊本県	B 地方に対する規制緩和	その他	地方消費者行政交付金に係る事業開始期限及び活用期間の延長	地方消費者行政推進事業実施要領に定める地方消費者行政推進交付金の活用については、平成29年度末までの事業開始が要件となっていることや、各事業ともそれぞれ活用期間が定められている(事業メニュー7.消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務を除く)ことから、事業の開始期限及び活用期間の延長を求める。	地方消費者行政推進事業実施要領	消費者庁	岩手県、宮城県、秋田県、湯沢市、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、新潟県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、福知山市、大阪府、茨木市、門真市、兵庫県、三田市、兵庫県、奈良県、愛媛県、宇和島市、東温市、高知県、福岡県、北九州市、久留米市
横浜市	A 権限移譲	医療・福祉	医療計画の策定権限等にかかる事務・権限の移譲	医療計画の策定及び医療審議会の設置にかかる事務の権限を都道府県から指定都市に移譲する。	医療法第30条の4、5、6、9、11	厚生労働省	

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
横浜市	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	地域医療構想の必要 病床数を踏まえた基 準病床数の設定	地域医療構想で定める2025年の必要病床数について、速やかに基準病床数に反映させることで、基準病床数を上限とした病床の整備を可能とする。	医療法第30条の4、5、6、9、11	厚生労働省	埼玉県、千葉 県
京都府 滋賀県 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県	A 権限 移譲	産業振 興	経営発達支援計画の 認定に係る権限移譲	経営発達支援計画の認定に係る認定権限を都道府県に移譲する	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第5条	経済産業省	新潟県、浜松 市
京都府、滋賀 県、大阪府、 兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県、 京都市、関西 広域連合	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	地域医療介護総合確 保基金【医療】の弾力 的な運用	地域医療介護総合確保基金【医療】の弾力的な運用	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱	厚生労働省	青森県、岩手 県、茨城県、栃 木県、埼玉県、 千葉県、神奈 川県、山梨県、 長野県、静岡 県、奈良県、島 根県、岡山県、 広島県、山口 県、愛媛県、高 知県、長崎県、 大分県、鹿児 島県、沖縄県
京都府、滋賀 県、大阪府、 兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県、 京都市、関西 広域連合	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	地域医療介護総合確 保基金【共通】の弾力 的な運用	地域医療介護総合確保基金【共通】の弾力的な運用	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱	厚生労働省	いわき市、茨 城県、栃木県、 千葉県、静岡 県、島根県、広 島県、鹿児島 県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
岐阜県	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	地域医療介護総合確 保基金の運用緩和	地域医療介護総合確保基金(医療分)について、各事業区分間の配分額の調整を弾 力的に認める仕組みとする。	平成27年度医療介護提供体制改革 推進交付金交付要綱 平成27年度医療介護提供体制改革 推進交付金交付の内示について	厚生労働省	青森県、岩手 県、茨城県、栃 木県、埼玉県、 千葉県、神奈 川県、山梨県、 長野県、静岡 県、大阪府、島 根県、岡山県、 広島県、山口 県、愛媛県、高 知県、大分県、 鹿児島県
兵庫県、滋賀 県、和歌山 県、鳥取県	A 権限 移譲	運輸・交 通	同一県域内における 一般乗合旅客自動車 運送事業の許認可等 の権限移譲	同一県内で実施する道路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送業(路線 バス、コミュニティバス等)にかかる許認可、一時的な需要増加時における一般貸切旅 客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者への臨時許可を含めた権 限の一括移譲を求める。	道路運送法第4、5、9、15、21-2、 31、79、94条	国土交通省	-
兵庫県	B 地方 に対する規制 緩和	農業・農 地	「農用地区域内農地」 に係る除外要件の緩 和について	農振法第13条第2項の「土地改良事業完了後8年を経過していること」という要件を撤 廃すること	農業振興地域の整備に関する法律 第13条第2項 農業振興地域の整備に関する法律 施行令第9条	農林水産省	安曇野市、徳 島県、大牟田 市
兵庫県、小野 市	B 地方 に対する規制 緩和	農業・農 地	2ha未満の農用地利 用計画の変更におけ る県との同意協議の 見直し	地域特性を活かした弾力的なまちづくりに取り組むため、農用地利用計画に係る2ha 未満までの計画変更については、県と協議し、同意を求めることとされているのを、県 との協議のみとすること	農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項、第13条第4項	農林水産省	柏市、新居浜 市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
兵庫県、川西市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業における長時間開所加算の要件緩和について	児童の安全安心な居場所を確保するため、放課後児童健全育成事業の長時間開所加算について、平日5時間を超えた時間について加算されるよう要件を緩和	放課後児童健全育成事業「放課後児童支援員等処遇改善等事業」補助要綱 4 実施方法	厚生労働省	柏市、長野市、宇部市、久留米市、八女市、徳島県
兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	A 権限移譲	産業振興	中心市街地の活性化に関する補助金交付事務等の国から県への移譲	特定民間中心市街地活性化事業計画の認定から補助金交付までの権限を移譲すること	中心市街地活性化法第40条第4項、第5項、第41条第2項など	経済産業省	—
兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	A 権限移譲	産業振興	地域商店街活性化法に関する認定事務の権限移譲	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限を国から県へ移譲すること。 ・商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の認定・変更・取り消し ・商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の実施状況報告の徴収 ・地域商業自立促進事業費補助金の交付事務の移譲	地域商店街活性化法第4～7,11～13条 地域商業自立促進事業費補助金募集要項	経済産業省	—
兵庫県、三田市、滋賀県、大阪府、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農家レストランを農用地区域に設置する際の要件緩和	主として同一市町村内で生産されている農畜産物又はそれを原料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについては、農業用施設とするよう要件を緩和すること	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4項、地域資源を活用した農業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産業の利用促進に関する法律第5条第8項	農林水産省	木更津市、柏市、袖ヶ浦市、藤沢市、新潟県、浜松市、三田市、鳥取市、新居浜市、五島市、宮崎県、

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	その他	過疎地域自立促進方針を定める際の関係大臣への同意協議の廃止	地方の主体性を高め、事務手続きの負担を軽減するため、都道府県が過疎地域自立促進方針を定める際の総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣への同意協議を廃止し報告のみとすること	過疎対策地域自立促進特別措置法第5条第4項	総務省	北海道、山口県、長崎県
徳島県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市、関西広域連合	C A又はBに関連する見直し	教育・文化	インクルーシブ教育の推進のための「学校施設環境改善交付金」の補助対象の見直し	学校施設環境改善交付金 大規模改造(障害児等対策)の対象に、高等学校を追加すること。	・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項 ・学校施設環境改善交付金要綱第2第2項(別表1-7-カ)	文部科学省	埼玉県、広島市、島根県、福岡県、久留米市、長崎県、宮崎県
関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	A 権限移譲	土地利用(農地除く)	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への関西広域連合の参画、協議会事務局の関西広域連合への移管、策定権限の関西広域連合へ移譲を求める。	国土形成計画法第9条	国土交通省	徳島県
関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	国土交通省	徳島県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	A 権限移譲	土地利用(農地除く)	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	都市計画法第5条第4項	国土交通省	徳島県
関西広域連合、(共同提案)滋賀県、兵庫県、鳥取県	A 権限移譲	土地利用(農地除く)	複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	森林法第25条、第26条	農林水産省	徳島県
関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県	A 権限移譲	環境・衛生	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限(連合域内の山陰海岸国立公園)について、関西広域連合への移譲を求める。	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	環境省	徳島県
関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県	A 権限移譲	環境・衛生	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	環境省	徳島県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実にすること。	災害救助法施行令第3条	内閣府	徳島県
関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	A 権限移譲	運輸・交通	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲	現在、「全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を進めるため、観光庁で一元的に実施する必要がある」とされている観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。 また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。	「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」 第8条第3項(観光圏整備実施計画の認定)	国土交通省	徳島県
関西広域連合、(共同提案)滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県	A 権限移譲	運輸・交通	一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し切りバスを除く)に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	道路運送法 第4、5、9、15、31、79、94条	国土交通省	徳島県
関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療の推進(国等が保有する医療関連データの利活用)	国が保有するNDBデータ(レセプト情報・特定健診等の情報)について、地方自治体が高齢者医療確保法に基づき医療費適正化計画を策定するにあたり、地方自治体がデータ提供を受ける手法を具体的に確立し、提供の迅速化を図ることを求める。 また、同法に基づく指針に規定する本来目的以外の利用であっても、地方自治体が健康増進計画の策定等のための調査分析等に利用する場合には、有識者会議の審査を省略するなど、事務の簡素化等を行い提供の迅速化を図ることを求める。	高齢者医療確保法第16条 レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン	厚生労働省	茨城県、栃木県、横浜市、伊丹市、島根県、広島県、徳島県

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	産業振興	工場立地法により設置を要する環境施設の選択肢拡大	工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」として、太陽光発電施設以外の再生可能エネルギー発電施設等を追加	工場立地法施行規則第4条	経済産業省	—
指定都市市長会	A 権限移譲	教育・文化	私立幼稚園の認可権限等の移譲	現在、道府県が行っている「私立幼稚園の認可」、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲	私立学校法第9条、私立学校振興助成法第9条、学校教育法第4条	文部科学省	浜松市
神奈川県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金の改善(早期の配分と弾力的な運用)	都道府県が、年度当初から事業を実施できるよう、交付スケジュールを見直すとともに、地域の実情に合わせた弾力的な運用などニーズに合わせた幅広い活用や、各事業区分間の融通などを可能とすることを求める。	地域医療介護総合確保促進法	厚生労働省	石狩市、岩手県、茨城県、栃木県、埼玉県、横浜市、山梨県、長野県、静岡県、名古屋市、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、長崎県、大分県、鹿児島県
広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。 単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化を求める。	児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	北海道、岩手県、郡山市、茨城県、柏市、神奈川県、長岡市、浜松市、鳥取県、倉敷市、防府市、徳島県、徳島市、愛媛県、宇和島市、高知県、北九州市、大分市

団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	追加共同提案団体
	分野	区分					
大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	麻薬小売業者間譲渡許可制度の見直し	麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬小売業者免許を受けていれば麻薬の在庫不足時における同一都道府県の麻薬小売業者間での譲渡を認めるよう見直しを行うこと。 (法第24条) また、麻薬小売業者間での麻薬の適正流通を担保するため重要な記録となる譲渡確認書、譲受確認書及び麻薬処方せんの写しの交付及び保管については、許可条件ではなく、麻薬卸売業者と同様に全ての麻薬小売業者に対して法の定めによる義務とすること。 (法第32条)	麻薬及び向精神薬取締法	厚生労働省	北海道
九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農用地区域内における農家レストラン設置を可能にすること	現在、国家戦略特区の下でのみ農用地区域内に農家レストランを設置できるが、当該措置を全国展開する。	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条	農林水産省	新潟県、浜松市、鳥取県、鳥取市、新居浜市、五島市